

衆議院 社会労働委員会 議 録 第二十八号

昭和五十九年七月二十五日(水曜日)
午前十時十八分開議

出席委員

委員長 有馬 元治君

理事 愛知 和男君

理事 小沢 辰男君

理事 池端 清一君

理事 平石磨作太郎君

理事 伊吹 文明君

理事 今井 勇君

理事 齊藤滋与史君

理事 谷垣 禎一君

理事 中村正三郎君

理事 西山敬次郎君

理事 浜田卓二郎君

理事 箕輪 登君

理事 網岡 雄君

理事 多賀谷貞雄君

理事 永井 孝信君

理事 大橋 敏雄君

理事 橋本 文彦君

理事 永江 一仁君

理事 浦井 洋君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡部 恒三君

出席政府委員

厚生大臣官房長 幸田 正孝君

厚生省健康政策局長 吉崎 正義君

厚生省保健医療局長 大池 眞澄君

厚生省生活衛生局長 竹中 浩治君

厚生省年金局長 吉原 健二君

厚生省援護局長 入江 慧君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官 萩原 昇君

外務省アジア局長 北東アジア課長 高島 有終君

自治省財政局財政課長 小林 実君

社会労働委員会調査室長 石黒 善一君

委員の異動

七月二十五日

辞任

稲村 利幸君

小沢 正義君

塚田 延充君

同日

辞任

中村正三郎君

永江 一仁君

藤原哲太郎君

同日

辞任

中村正三郎君

永江 一仁君

藤原哲太郎君

同日

辞任

中村正三郎君

永江 一仁君

藤原哲太郎君

同日

辞任

中村正三郎君

永江 一仁君

藤原哲太郎君

同日

辞任

中村正三郎君

永江 一仁君

藤原哲太郎君

同日

○有馬委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。森井忠良君。

○森井委員 戦傷病者遺族等援護法の審議をします。戦争のつめ跡を思い出すわけであり、この法律に適用される皆さんは、それなりに国家補償の精神に基づいて救済措置がとられているわけであり、しかし、まだまた

にはなお戦争犠牲者の救済についていろいろな意見が出ております。要望が出ておるわけであり、それが、そういった方々に対しては、戦後処理問題懇談会ですか、そういうものがあるわけですね。

まずお伺いをしたいわけですが、この戦後処理問題は審議の状況はどういうふうになっているのか、主なテーマは何か、そういったことについてお伺いをしたいと存じます。

○萩原説明員 お答え申し上げます。

戦後処理問題懇談会につきましては、戦後処理問題についてどのように考えるかという中で、五十七年六月に七名の有識者にお集まり願ひまして発足したものでございます。

懇談会は現在まで二十八回開催されておりますが、テーマは、いわゆる恩給資格者問題、シベリア抑留者問題、在外財産補償問題、その三つの問題を中心として議論をしております。

今までの審議の状況は、昨年までは、この三つの問題について、政府がこれまで講じてきた施策等についてヒアリングを行い、さらに関係の団体からのヒアリングも行った。五十九年に入りましてからは委員の間における自由討議を行っております。現在まで二十八回で、フリーディスカッションはだんだん煮詰まってきたという状況でございます。

○森井委員 二年たっているわけですね。それで、二十八回の議論を積み重ねていただいたというところでありますが、これは答申はいつごろ出るんですか。

○萩原説明員 戦後処理問題というのは非常に難しい問題でもございますので、委員会の論議は多岐にわたっております。したがって、十分に議論を尽くしていただくためには、なお若干の時間を要するのではないかと考えております。

○森井委員 新聞によると、もうほとんど議論が終わった、ただし、国会の開会中だからやはりそれを避けた方がいいだろうという報道が一部になされております。確かに、二十八回も議論を重ねますと、大筋の考え方というのとはまってしまうのではないかと思います。なお若干と言いますが、もし差し支えなかったら、あとどんな問題が残っているのか、お伺いしたい。

○萩原説明員 三つの問題自体につきまして議論のおおむねの煮詰まりには来ているわけですが、いまだ胸突き八丁、最後の議論のところをやっておりますのでございまして、あとどういう問題かというところでございまして、やはり三つの問題を中心として議論を続けておるということでございます。

○森井委員 念を押しておきますが、国会が終わったらすぐ答申が出る、そういう性質のものじゃないですね。

○萩原説明員 懇談会の議論が最後の胸突き八丁というところへきておるわけでございますが、国会の会期中との関係というようなことは懇談会としての議論にはなっておりません。あくまで懇談会としての議論を進めておるということでございます。

○森井委員 時間の関係もありますからこの問題ばかりやりとりをするわけにいきませんが、例えば

ば恩給欠格者連盟の皆さんですね、あそこ会に入っておれば、何とかやがて、例えば軍人時代の軍歴について、恐らく恩給に対して何らかのいい影響があるだろう、入っていないければ損だというふうな風潮がかなり会員の中にございます。確かに、事情を聞いてみますと、恩給欠格者連盟の皆さんの言いかたも当然わかるわけでございます。あるいはシベリアへ抑留をされてあたら青春を無にしたという、これも非常に沈痛な叫びでありまして、無理のない要求だと思えます。しかし、そういったことが戦後問題処理の中で取り上げられて、そして、関係の皆さんの期待がそのままたかなえられるような答申が出るという保証はないわけですね。

今まで議論されたことで、中間報告等をお出しになったことがございますか。

○森井委員 中間報告というところはございませんでした。

○森井委員 そこで、確認をいたしておきますけれども、一刻も早く、そしてできることなら関係者の皆さんの期待がかなえられるように努力をしていただきたいと思います。

もともとこの処理態ができましたのも、いろいろな国民の声を反映をして、一たん在外資産でもうこれで戦後問題は終わりとという結論を出した上で、さらに議論を積み重ねておられるわけでありまして、その点についてはひとつ十分な配慮をしていただきたいと思います。冒頭にこのことをお願い申し上げておきます。

そこで、先ほど処理態の模様を聞きましたけれども、大体三点にわたって議論をしておられる。その中の一つに恩給問題が取り上げられておるわけでございます。

今度も、戦傷病者戦没者遺族等援護法、いろいろな給付の引き上げを内容としておりまして、引き上げの金額が少ないということが玉にきず、それが一番欠陥であります。趣旨としては私は結構な法律だと思っております。結論的には賛成の立場でございますけれども、内容を吟味

してみますと、私はやはりこともどうしても言わざるを得ないという問題が二つあるわけでございます。

一つは国籍要件です。戦傷病者戦没者遺族等援護法は国家補償法でありますけれども、日本人に限るという形になっておるわけでありまして。ところが、例えば朝鮮半島出身の方々、これは日本の軍国主義によって大変御迷惑をかけたわけでありまして。これは日韓併合から始まりまして、国家総動員法あるいはまた徴用令など、戦争中にはそういった朝鮮半島出身の方々に大変な御迷惑をかけておるわけでございます。ところが、この人たちが対象になっていない。軍人は恩給法であります。軍人あるいは軍属、準軍属などなどおられたわけでありまして、対象者になっていない。これは十分検討していただきたいということで、私は毎年この問題を取り上げておるわけでありまして。

昨年の審議から一年以上たっておりますけれども、そういった方々の国籍要件の問題についてはどういふふうな検討していただいたのか、お伺いしたいと思っております。

○入江政府委員 お答えいたします。

昨年、御指摘のありました国籍要件の問題でございますが、昨年、大臣が、基本的な問題であるので基本的問題らしく検討したいということをお願いしておるわけでございます。したがって、私ども、この制度の運用をする立場からいろいろ検討していただいたわけでございます。今もお話しのありましたように、援護法が沿革的に、国籍を要件としております恩給法を下敷きにして申しますと、要するに補完する制度として国家補償の精神に基づいて制定されたという関係上、やはり恩給と同様に外国人に適用することが非常に難しいという点が一つございまして。

もう一つ、外国籍の旧軍人軍属に対する適用という点になりますと、やはり我が国と相手国との補償問題、請求権問題というものの処理と密接な関係が出てくるということでございまして、ま

ずこれらの問題の解決ということが図られることが必要だというふうに考えるわけでございまして、請求権問題について申し上げますと、御存じのように韓国につきましては既に請求権問題が処理済みである反面、国交の回復していない国もあるということも考慮いたさなければならぬわけでございます。昨年大臣が御答弁申し上げましたとおり、この基本的な部分について非常に困難があるというところでございまして、援護法独自の問題としてこの問題を解決することは困難であるというのが、この一年間勉強いたしました結論でございます。

○森井委員 それは、はい、そうですかというわけにはいきません。私はもう援護法の審議にほとんど毎年参画をさせていただいておりますけれども、今までもこういった押し問答をいいますかやりとりを続けてまいりました。私の声が特に大きくなったのは、難民条約の批准なんです。今までは、厚生省の行政でいえば、在日の外国人は国民年金に加入できなかった。そういう方々もすべて今度は国民年金に加入できるということになりまして、残ったのが今局長御答弁のとおり恩給法としてこの援護法なんです。あとはもう全部適用になった、そういうことなんです。機が熟したじやございせんかというところで、先ほど言いましたように難民条約の批准以降国内法の整備がございまして、それ以降これは何とかしなければおかしんじゃないか。毎年同じ議論で大変恐縮なんですけれども、いいですか、こういった例えれば半島出身の方々は日本人だったわけですね。少なくとも戦争中は日本人だった。ちゃんと名前まで日本名にさせられまして、先ほど言いました総動員法あるいは徴用令などで、軍需充足工場あるいは戦地へまで行かされたわけですね。まさにそのときは日本人。

ところが、援護法で要件が二つあるのです。事故の当時日本人であったということ、それから今度は申請時といいますが、要するにそのときに同じく日本人でなければならぬ。これは大臣にお

聞きをいただきたいわけですが、そういう状況になっていまして、事故が起きたときは当然戦争中ですから日本人なんです。これは援護法上全く問題がない。ところが、その後サンフランシスコ条約が締結をされて以降、朝鮮半島出身者はそれぞれ韓国籍あるいは朝鮮民主主義人民共和国、いわゆる北朝鮮に属する、いずれにいたしましても日本人ではなくなったわけですね。これは本人の意思とは全く別なんです。早く制度ができていれば別ですが、御案内のとおりこの援護法は二十七年にできておるわけですね。サンフランシスコ条約と軌を一にするわけでありまして、何もなかったわけですからこれは日本人じゃない、したがって援護法は適用されない、こういう理不尽なことになったわけですね。だから、国籍要件にこだわるなら事故発生の際だけでもいいわけですね。二重の縛りがかかっている。ここが問題なんです。これは胸の痛む話じゃないですか。

具体的に申し上げますと、例えば軍需充足会社というのがございまして、例えは軍需充足会社にいる日本人と半島出身の方、同じように事故が起きて、片方は今援護法の適用になっている、そして半島出身の方は援護法の適用になっていない。それが今朝鮮半島に在住をしていらっしゃる人ならまだともかくとして、同じように日本に住しておられる方がたくさんあるわけですね。そういう方々からは血のにじむような陳情が出ておる、何とか適用してください。これは大臣、ひどいですよ。

例えば、敗戦後間もなく役場から一通の通知が来た。戦死公報ですよ。それには、あなたの弟さんは亡くなられました。よってお知らせいたします。と、役場から通知が来た。戦後です。そして、慰霊の行事も役場主催で行われた。その後、先ほど言いましたように、二十七年に援護法ができて、あなたは日本人じゃありません、したがって適用されません、こういう理不尽な態度なんです。

す。

もう一回申し上げても、大臣、やはりここまで来ます、だが考えたつておかしい。しかも、予算の關係云々ということがありますけれども、全般的にいいますと、戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象になられる方は減りつつある。これはもう当然のことであり、もう戦争が終つてからでも四十年近くになるわけですから、対象者は減る。もちろん、連族年金にいたしましてもそのほかの特別給付金等にいたしましても、物価にあるいは賃金にスライドしておりますから、それなりに金額は上がっておりますけれども、対象人員は減つておるわけでございます。遅まきではありますけれども、やはり国籍要件というものはなくさなければならぬ、そういう時期に來てゐるのではない、こう思うわけであります。

去年、私は、一年待つてあげますという表現をしてあります。大臣が毎年おかりになるわけであり、森下大臣、きょうおられますか。——いませんね。それぞれ私のこゝろに発言に対して、確かに胸が痛む、そういうことで、やはり国籍要件というものはこの際考えなければならぬのじゃないかという感じがするわけでございます。大臣の考えを承りたいと存じます。

○入江政府委員 大臣から御答弁いたします前に、今のお話の中で、法制定の経過について若干私の方から説明させていただきますと、援護法が施行されましたのは二十七年の四月三十日でございます。そして、さかのぼつて四月一日から適用することになっておりました。サンフランシスコ平和条約の発効によりまして朝鮮人、台湾人が日本国籍を失つたのがその二日前の四月二十八日ということになっておるわけでございますが、今申し上げましたように、援護法がそのちよつと前の四月一日から適用されたわけでございますけれども、その際、附則で、戸籍法の適用を受けない者については当分の間援護法を適用しないという規定がございまして、朝鮮人、台湾人については援護法制定当初から除外されてゐるという経過がございまして。

もう一つ、難民条約を批准してから、国民年金法は、五十七年でございまして、国籍要件を撤廃して、残るのは恩給法と援護法だけではないかという御指摘でございます。それはおっしゃるとおりでございますが、私も理解しておりますのは、難民条約において難民に自国民待遇を行うよう求められております。難民条約の規定、例えば「公的扶助及び援助」というような表現、あるいは「社会保障」ということを規定してゐるわけでございます。この「公的扶助」ないし「社会保障」というものの中には、国家補償の観点から援護法を行つております援護法は含まれないというところでございまして、必ずしも難民条約と援護法の国籍要件とは直接にリンクしないというのが私の理解でございます。

○渡部國務大臣 今先生のお話を聞きしてございまして、私は、心情的には先生のお話を十分に理解できるでございまして。また、私もそれに共鳴すると申し上げても言い過ぎでないかと思はれます。それから、現実に行政府を担当しておる立場から申し上げますと、今政府委員からお話いたしましたように、これは非常にデリケートな外交上の問題を避けて通れませんし、また、恩給法等との横並びの法理論上の問題等があり、今政府委員から極めて消極的な答弁をせざるを得なかつたのであります。しかし、これはまた一面、人道的な立場から考えると看過できない問題でもございまして、ひとつ今の先生の人道的な心情というものは法理論上の制約を突破できるか、今後慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○森井委員 大臣の政治家としての御答弁をいただきましたからこれ以上は申し上げませんけれども、これは言わなければならぬものです。私も背景は局長、よく知つてゐるわけですよ。きょう外務省に來てもらつていますけれども、日韓条約が締結をされました、そして請求権に関する協定もちゃんと私も承知をしております。しかし、日韓の關係というのは必ずしも今もって波静かじゃないわけですね。国民感情もいろいろある。例えば指紋の問題一つとってみても、これは韓国の宗教団体からは、国内で署名運動をしようかというふうな反日感情がまだ依然としてあるわけですよ。そしてこの問題にしても、あるいはまた台湾の方もそうですね、元日本兵の問題もありますけれども、何とか日本政府でできることは、先ほど申し上げましたようにまだ不十分だと思ひます。この問題は韓国の中に残つてゐるわけですから、やはり政府としてその点に着目すべきである。局長の言われるように、難民条約と直接の關係はありませんよ。しかし、いろんなことを考えますと、残つておるのが恩給と援護法だけということになれば、これは政治的にもやはり考えなければならぬ問題です。

聞くところによりますと、小沢辰男先生は今度何か軍人恩給資格者連盟の会長さんになられたやうであります。ここらでも十分議論をしていただくにしても、ぜひひとつ、先ほどの大臣の御答弁を踏まえて局長、前向きに御検討願ひたいと思ひます。どうですか。一言でよろしい。

○入江政府委員 大臣から、慎重に検討したいというところでございまして、そういうふうなことをしたいと思ひます。

○森井委員 これ以上言ひません。もう一つ問題があるのは、陸海軍の雇傭人の皆さんの例を挙げてもみますと、奇妙なことに、陸海軍の雇傭人であられた方はそれぞれ共済組合に入つておられました。そして戦争が終つてから、それぞれ新たな分野に就職をなさつたという経過があるわけでございますが、公務員關係の仕事におつきになつた人は、そのまま陸海軍雇傭人の期間の通算をしていただいて共済年金等に継続をされてゐる。ところが、民間の会社に入られた方は、これは厚生年金ですから、厚生年金は陸海軍雇傭人の期間を通算をしない、共済組合員の期間を通算をしないという形になっておるわけでござい

ます。これは年金に関する問題ですから、援護局長に聞くのはちよつと問題があるやうな気がいたしますが、援護法を所管する局としては何をしておつたのかと言ひたいわけでありまして、同じように軍属、準軍属であつた皆さんに対して私は片手落ちじゃないか、こういう感じがするわけでございまして。

年金に關しては私も知らぬわけじゃありません。それから共済組合の掛金をかけた人と掛けなかつた人というやうな問題があるでしようけれども、かけた人というサイドでいけば、これは法律の制定の仕方によつては厚生年金にも継続できたという問題があるわけでございまして。大ざつぱに申し上げまして、戦後処理を一手に引き受けておるとは申し上げませんけれども、かなりな部分を担つておる厚生省援護局としては、やはりその点についても着目をしなければならぬ。これは去年もおとしもだめですという返事が返つてきております。しかし、この際でありますから、この問題についても、やはり本委員会が発言をせざるを得ないというやうにやまれない気持ちを持っております。これは答弁は要りません。答弁は要りませんが、先ほどの国籍要件とあわせてこの問題があるということについても、この際、明確に問題提起だけはしておきたいというふうに思ひます。さて、次の質問であります。これもこゝろ三年、私が取り上げております旧三菱徴用工の問題でございまして。若干の概要を御説明しておかなければならぬわけでありまして、先ほど申し上げましたやうな日本軍の軍国主義政策の一環として、朝鮮半島から徴用工を随分日本の国内に送り込んできたわけでございまして。これは私といたしましては本當に胸の痛む話でありますけれども、大体二十一、三歳、一家の支柱で働き盛りというところに一通の

徴用令書を出しまして、そして日本の内地に送り込んで来た。広島には三菱重工という会社がございます。これは軍需充足会社であります。約三千人ぐらいの方が徴用工として働いておられた。八月六日になりまして原爆が投下されました。そのほとんどの方が被爆者になられたわけでありました。

戦争が終わりましたから、当然のことです。日本が政府がマッカーサー司令部とも相談をした上で、これは丁重に朝鮮半島にお帰りをいただくわけならぬ、こういうことになりました。それぞれ責任者をつけて釜山までお送りするということになっておりました。送還は順調にいったのでありますが、最後の二便が今もって着いていない。これは昭和二十年、一九四五年の一月九月十五日広島を出発したとおるわけでありまして、記録その他正確な出発をされたという日にちについては、残念ながらそれを証明するものはございません。

私の手元を持っております資料でも一つあるわけでございますけれども、これは「三菱重工株式會社広島機械製作所」という用紙を使って韓国の人に返事を出された文書がございます。

というものは、うちの肉親が帰ってきていない。多分息子だと思っておりますが、息子が帰っていない、どうなっているのでしょうかということ、今申し上げましたこの会社に問い合わせをした。問い合わせをいたしましたところ、問い合わせの返事を出しておるわけでありまして、昭和二十二年四月十七日、二十年が終戦でありますから、二年ばかりたつておるわけでありまして、まだ帰っていないということ、問い合わせをいたしております。それに対する三菱重工側の回答の文書であります。たまたま私が手に入れました。

【委員長退席、愛知委員長代理着席】

それによりまして、趣旨は、あなたの問い合わせに対して御回答申し上げますという形になっておるわけでありまして、徴用解除が昭和二十年の八月三十一日、それから帰還の日が九月二十五日

広島発、こうなっております。

当時の記憶です。からはっきりしない。もう二年ほどたつていますから定かでない点もあるかもしれませんが、いづれにしても、家族が帰っていないという点については、三菱重工からのこの文書によりまして返事でも明らかになっておるわけでございます。胸の痛み話でありまして、結局、広島を立つたけれども釜山まで着いていない。これはその後一人じやありませんで、相当数の人が帰っていないということが明らかになりました。

韓国では、今そういった遺族の方々五十名弱であります。遺族会をつくっていらつしやいます。伝え聞きますと、年とつた老母が村外れにまです。きょうは息子が帰ってくるんじゃないかと言つて出迎える。まだ帰っていない。しょぼしょぼとまた自分のうちに帰る。その繰り返しがあるというふうな状況に私は聞いております。本当に胸の痛み話でございます。

事実として明らかになってまいりましたのが、約二百四十名、これは広島を立つて、そしてどういふわけかわからないであります。戸畑港からその当時の木船をチャーターしてそして出帆をした。運悪くその後枕崎台風あるいは阿久根台風というものが襲つておるわけでございます。先ほど言いましたように、いづれにしても帰っていないということだけがはつきりしておるものから、特にその当時、そういった朝鮮人の徴用工の皆さんを、指導員といつていろいろ指導しておられた方が、実際は過酷な労働を強いいたということもあつたんでしよう、反省の念に駆られて、その有志がいろいろ捜索をされた。その結果、宍岐が対馬か、とにかくあの辺の島々で遭難をされたに違いない、そういうことで自費で調査をされました。もちろん韓国の関係団体の御協力もいただきました。御理解もいただきまして捜査をいたしました結果、宍岐の島に相当数の遺体が埋葬されておるということが明らかになって、発掘が始まつたわけでございます。

そういう経過でありまして、いづれにいたしましても、問題なのは、どういふ経過かわかりませんが、正規のルートであります送還の方法がとられていない。例えば責任者が釜山まで行つてちゃんと送り届けるというふうなこともしていないわけでありまして、その意味では手続上相当欠陥があつたことはもう間違いないわけでございます。第一、戸畑港というのこれも送還のための指定をされた港じゃなかったというふうなこともあるわけでございます。

そういうことで、私も本委員会でも問題提起をいたしました。去年大塚御苦勞なことでございましたけれども、厚生省は遺骨の調査団を出していただきました。そして去年に続きまして、ことしもまた六月に入りまして現地に赴いていただきました。簡潔でよろしゅうございますから、時間の関係もございまして、状況についてお聞かせをいただきましたと思うんです。

○入江政府委員 元朝鮮半島出身の徴用工の御遺骨の問題でございますが、今お話しがありましたとおり、厚生省は外務省と一緒にございまして、人道的な見地から昨年五月調査をいたしまして、その結果に基づきまして、ことしの六月十一日から二十二日にかけて、引き続き再調査及び遺骨収集を行つたわけでございます。その結果、対馬につきましては、昨年確認いたしました箇所から四十五柱の遺骨が収集されました。なお、宍岐につきましては、昨年確認できなかった地域についてさらに発掘再調査いたしました。遺骨は発見できなかったという報告を受けております。

なお、収集いたしました遺骨は火葬に付しまして、宍岐、芦辺町の納骨堂に安置、供養いたしております。

この二回の調査を通じて、かつて宍岐におきまして民間団体が収集いたしました遺骨等と対比して収容いたしました遺骨の双方とも、朝鮮半島出身者の遺骨であるというところは推定できるわけでございますが、今お話しがありました広島島の三菱重工の徴用工の遺骨であるかどうかということ

は、残念ながら確認できなかったわけでございます。しかし、反面、発掘した遺骨の中にその徴用工のものが全く含まれていないと断定することもできないというところでございました。

今後、これらの地域から、当時遭難されました朝鮮半島出身者の方々の遺骨が発見される可能性というのは、この二回の調査によって、今後はないのかというふうな点に考えております。

○森井委員 去年の五月、ことしの六月、二回にわたつて暑中を調査をしていただきました。本当に皆さんの御苦労には頭が下がります。目的は旧三菱重工広島機械製作所朝鮮半島出身徴用工の埋葬遺骨の調査ということで行つていただいたわけでございますけれども、三菱の者かどうかという確認はできなかった、そういうことでございます。

ただ、厳然として残るのは、先ほど私が事実として申し上げました、広島を立つて二百四十名ばかりの人が今もってまだ韓国に着いていない。このことはもう明確なんです。そして枕崎台風と阿久根台風という二つの大きな台風がある。その後一カ月以内に二回も大台風が起きて、そして多数の遺体が埋葬された、この事実だけはもうはっきりしております。

私も、ここは神聖な委員会でありまして、やはり予断は申し上げません。三菱の者とはわかっていないわけでありまして、これはせつかくの皆さんの御苦勞にもかかわらず、しかも目的をはつきりして行きますから、その部分については定かになかったという極めて残念な結果になっておるわけでございます。

ただ、局長さん、朝鮮半島の方々の遺骨であるという点についてはどうですか。

○入江政府委員 ただいま申し上げましたように、朝鮮半島出身者の遺骨であるというところは推定できるわけでございますが、その三菱重工の徴用工の方の遺骨であるかどうかというところは推定できないというところでございます。

○森井委員 これは大事な部分ですから、やはり正確に答えていただきたいと思うんです。

これはことしの六月二十六日の厚生省の発表、これで見ますと、推定とは書いてないのだから。

「昨年の調査結果」とあり、対馬については枕崎台風(昭和二十年九月十七日)、杵岐については阿久根台風(昭和二十年九月十日)の際に遭難した朝鮮半島出身者であると、極めて高い確度で推定し得るものである。こうなっているのです。どうですか。

○入江政府委員 はしよって表現いたしました、大変失礼いたしました。

ことしの六月二十六日に援護局が発表いたしました文書によりますと、今お読みになりましたとおり、「対馬については枕崎台風(昭和二十年九月十七日)、杵岐については阿久根台風(昭和二十年九月十日)の際に遭難した朝鮮半島出身者であると、極めて高い確度で推定し得るものである。しかし、上記の収集した遺骨が、旧三菱重工広島機械製作所の徴用工のものであることを裏付ける資料は見えていない。また、一方、これらの遺骨の中に当該徴用工のものが、全く含まれていないと断定するに十分な資料も見えていない。」

以上でございます。

○森井委員 そのとおりですね。ですから三菱のものかどうかはわからないけれども、朝鮮半島出身者のものであるというのには極めて高い確度で推定できるということですね。だからといって、私は無理をして結びつけようとは思わないのです。

ただ、事実として日本を立つた方々が今もって韓国に着いていない、このことは明確ですね。そして、その上に立つてたまたま、ほぼその時期に朝鮮半島出身者の方々の多数の遺体が打ち上げられて、それが現地の方々によって一たん埋葬された、こういうことだけは事実ですね。これは事韓国の皆さん方に関する問題ですから、非常に重要ですので一生懸命捜査されたのだと思う。去年とことしについて調査をされましたけれども、まあ

厚生省としては、これは外務省も一緒に行っていたわけでありますが、両省としてはもう可能な限りの調査は済んだ、そういうことになるのですか。今、この調査の見通しについて、一言いいですか。答えをください。

○入江政府委員 昨年に引き続きましてことし参りましたときも、当時おられた方々を通じて聞き込み調査等も行っておりますが、昨年収集いたしました資料以上の新しい資料は今得られませんでしたので、これ以上の調査は行っても新しい資料は得られないというふうに私も考えております。

○森井委員 肉親のお骨は何としても欲しいという韓国の遺族の方々のお気持ちからすれば、もう日本政府としては去年とことし二回にわたって全力を尽くして捜した、しかしもうこれが限界でしょうということでありますから、私も御苦労を多量といたしましたやむを得ないことだと思っております。

そこで問題は、遺骨の扱いですね。杵岐、対馬で皆さんが調査されたもの以外に、広島のお寺に八十数体、これは冒頭に申し上げましたけれども、関係団体が、現地の役場や関係の在日韓国人の皆さんの団体などの御協力をいただきながら、別に安置をしてあるものとあわせての話でありますけれども、遺骨はちゃんと芦辺町に仮埋葬してあるわけですが、扱いとしてはどうなりましようか。これはこつちから韓国に持っていくのですか、あるいは向こうから取りに来ていただくのですか。

○入江政府委員 今回調査いたしましたことにつきましてとは、外務省を通じて韓国の方に説明してあるというところでございまして、韓国政府から本件遺骨の引き取りの申し出がありますれば、その申し出の内容を外務省と協議いたしました上、人道的見地から韓国側の要望について前向きに対処していきたいというふうに考えております。

○森井委員 外務省にお伺いをするわけでありますが、去年一回目の調査がありましたね、そして

ことし二度おやりになったわけでありますけれども、事韓国人の方々の遺骨収集調査の問題ですから、やはり外交的に全然接触なしに行かれるというところは万々考えられない。したがって、昨年とことし、恐らく正式の外交ルートとは言えないにしても、何らかの接触をお持ちになった上で現地調査をなさったものと思うわけでございしますが、大使館側の感觸はどうですか。外交の問題ですから、差しさわりのない範囲で結構でございます。

○高島説明員 御説明いたします。

昨年の調査及びことし六月の再調査、発掘につきましては、それぞれ事前に外交ルートを通じて韓国政府に説明いたしましたし、またその結果につきましても説明をいたしております。ただ、先方は我が方の説明を聞いたということでございます。引き取りの問題についての意思表示は今のところございません。

○森井委員 私も韓国の皆さんの中で知り合いがございまして、例えば韓国原爆被害者協会、これは社団法人でございまして、厚生省は、韓国の被爆者の皆さんの渡日治療等についてこの団体と今までも接触をしておられるわけでありましたが、そういう方々、あるいは先ほど申し上げました旧三菱徴用工の遺族の方々、それぞれお話を聞いておられるわけでありまして、今度日本政府が調査をしてくれたことについては非常に喜んでおられます。それでできることなら早く遺骨を引き取りたい。宗教上の観点からいけば、これが本当に自分の息子の遺骨だということにはわからないわけでございます。しかしそれは、これが我々肉親の遺骨として何とかこの際引き取って、丁寧に慰霊碑等もつくってそこへ葬りたい、こういう意思を私は聞いておられるわけでございます。

しかし、今外務省のお答えだと、まだ大使館側から何らの意思表示もないということでありまして、その点について、今申し上げましたように関係団体の皆さんの意向と若干食い違っているわけですね。大使館側の方は意思表示がないということでは

ありますが、ソウルにも日本の大使館があるわけですね。どういうわけか韓国側からの返事がないのか。非常にデリケートな問題だと思っております。答弁がしにくければ申し上げませんけれども、今申し上げましたように、日本の大使館からも現地の団体の皆さんの話を聞くことぐらいはできるのじゃないか。もちろん内政の問題でありますからデリケートな問題はありますけれども、大使館の仕事の一つとしては私はできないのではないのじゃないかという感じもいたしますが、いずれにいたしましても、もう去年調査に行ってきた全くその返事がこないというののも妙な話でありまして、その点について外務省としてこれから何か方法はないのか、このまま韓国の返事を待ちになるのか、そこらについてはどうでしょう。

○高島説明員 御指摘のとおり、この発掘いたしました御遺骨につきましては、韓国の方々のものであることは極めて高い確度で推定されるわけでございまして、最終的に韓国において安置されることが望ましいというふうにも私も考えております。したがって、本日の委員会での先生のお話しも踏まえまして、私もとしてはもう一度韓国政府に打診してみたいと存じます。

○森井委員 厚生省にお伺いするわけですが、でも、たしか五月二十九日と聞いておりますが、遺族会の盧長寿さんという方がいらつしやいますね。この人は今広島のある病院に入院をしておられまして、この人自身も被爆者なものですから今治療を受けておられるわけでありまして、この人とお会いになりましたね。どなたか係官を派遣されまして御意向を聞いたというふうに聞いておりますが、その模様について、差し支えなければこれもお知らせ願いたい。

○入江政府委員 広島のある病院に入院をしておられた盧長寿さんには、ことしの四月下旬だったと思っておりますが、外務省と厚生省の担当官がお伺いしまして、昨年の杵岐、対馬におきます調査結果を御説明するとともに、ことし引き続き再調査、遺骨収集を行いたいということを申し上げま

○森井委員　私も実は会ったのですけれども、私には、今あなたが言われたようなことに加えまして、遺族会としては、三菱の徴用工の遺骨として受け取りたいところまで話しておられました。そこで問題は、どうも三菱、三菱と言つて大変恐縮なのですが、先ほど言いましたように因果関係はまだこの遺骨については明らかにされておりませんが、いづれにいたしましても、広島島の法務局には、大方二千名近い方々の未払い賃金が、三菱によって供託をされているという事実があるわけでございます。あれやこれや結びつけますと、やはり三菱と言わざるを得ないという感じがするわけです。

げましたように既に事実としてまだ帰っていないし、今申し上
をたくさん売っておられるわけですし、今申し上
という徴用工の方があることも事実であります
し、そして法務局には、未払い賃金その当時のお
金にして十八万円弱、今の日本円に直すと恐らく
三億を超すでしょう。それはまだ厳然として残っ
ているわけでございます。ですから、そういうた
ことを考えると、先ほど言いましたように、い
る議論はありましようけれども、せっかく韓国
側の諸団体も、もう一括解決をしていただけな
らば金額の多寡はともかくとして解決をしたい、
裁判だ何だということをしなれと言っておるわけ
でありまして、先ほど言いましたように、直接では

持ちは今の先生のお話しでもよくわかりましたので、本日のお話を踏まえまして、私どもも、外務省のという役所の立場を離れまして、三菱重工に側面、どういふことができるのか、これは聞いてみたいと思います。

○渡部国務大臣　今外務省の担当者からもそのような話がありましたので、外務省でいろいろのことをやってくれると思いますが、もし私で役に立つことがあれば、必要に応じてお役に立ちたいと思います。

○愛知委員長代理 大橋毎雄君

いは父あるいは兄弟を亡くした、戦没されたその遺族の方々は、せめて遺骨あるいは遺品を待ちわびていると言っても過言ではございません。遺族の関心あるいは期待というものは筆舌に尽くせないものがあるわけでございます。そういうことで、厚生省として、この遺骨収集に対する基本的な考え、あるいは今後の方針等を具体的にお示し願いたいと思います。

それで、この遺骨の収集につきましては、二十七年から一次計画、二次計画ということで計画的にやっております。五十二年度から現在まで引き続きまして鋭意実施しているわけでございますが、この政府派遣の遺骨収集団によって収集さ

れました収骨数はこれまでに約二十七万七百五十柱ということになっておりまして、現在でもなお遺骨があるというような情報がございますので、そういうふうな情報がありまして、現に遺骨が発見される以上、引き続き遺骨収集を続けていきたいというふうに考えております。

○大橋委員 今も申しましたように、遺族の方々の遺骨あるいは遺品等に対する厚生省に対する期待といえますか、その収集に対する期待ですね、これは想像に絶するものがあるわけではございません、今のような厚生省の基本的な計画について私にはもった大々的に取り組んでいただきたい。と思うのは、いよいよ来年で終戦四十周年になるわけですね。こういう区切りを迎えるときでございまして、私は、この遺骨の収集の問題につきましても大々的な対策を立てて促進をしていただきたい。この点について大臣のお気持ちをお聞かせしていただきたいと思います。

○渡部国務大臣 先生のお考えと全く同感でございます。

○大橋委員 実はこれは個々の問題になりますけれども、私の友人に、友人と言ふよりも知人と言った方がいでしょうか、パラオ共和国と深いつながりを持った人がおります。これは福岡の人でございまして、この方が、民間人という立場からではございますが、親善友好あるいは文化交流というような立場で、非常に熱心にパラオと往來を重ねているわけですが、つい最近パラオの方から手紙が参ったわけでございまして、遺骨収集とかあるいは慰霊碑建設の問題にまで触れまして、大変な関心を寄せ真剣に考えている人がいるわけでありまして、厚生省として、このパラオ諸島方面のそうした遺骨収集等を含めた対策を具体的にお聞かせ願いたいと思っております。

○入江政府委員 パラオ諸島におきまして遺骨収集でございますが、パラオ諸島で戦没された方、大體概数一万六千二百人ということになっておりますけれども、これまでパラオ諸島につきましては十回にわたって遺骨収集を行っておりまして、その

うち約八千二百柱について収集を終わっておりまして、まだ現地で収集が終わっていない地域もありますので、今後も相手国の政府の協力を得ながら引き続き実施していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それともう一つ、慰霊碑のお話でございますが、従来から旧主要戦域に戦没者の慰霊碑を建立してまいりまして、沖縄、硫黄島を含めまして、これまで五カ所所建立してまいりましたわけでございますが、五十九年度は西太平洋戦域のパラオ諸島のペリリュー島に建設するというところで、現在計画を進めております。

○大橋委員 これは五十九年度予算で実施されるということでしょうか、慰霊碑の方は。

○入江政府委員 そのとおりでございます。

○大橋委員 パラオ共和国の幹部の皆さんも、この慰霊碑の問題についても非常に期待を寄せておられるようでございまして、恥づかしいものもございまして、建立していただきたい。強く要望します。

次に話は変わりますが、中国の残留孤児の肉親捜しを急いでくださいという問題でございます。肉親の關係者もかなり高齢化なさっているわけでございますので、私が申すまでもなく、厚生省もそのつもりで一生懸命対策を進めておられると思いますが、この身元調査を早期に完了していただきたい、最大限の努力を払っていただきたい、こう思うわけでございます。残留孤児問題全国協議会というのができていますので、六十年度までにはぜひとも完了していただきたい、切望するといふことが言われているわけでございますが、果たしてこういう皆さんの希望がかなえられていくものかどうか、厚生省の今後の計画も含めてお答え願いたいと思っております。

○入江政府委員 中国残留孤児で肉親を捜してほしいという申し出がございましてはこれまでに千五百四十六名ございまして、そのうちこれまで七百四十二名が判明いたしております。したがって

まして、未判明孤児八百四名ということになるわけでございますが、この中には大ざっぱに申しまして約百名、もう既に訪日して親が見つからないで帰った者も含まれるわけでございますから、実質的に訪日しておられない方は七百名前後ということになるわけでございますけれども、今のお話のように六十年度までに――要するに関係者の方々が老齢化してまいっておられますし、孤児の方々が長年、昔から早く日本の土を踏みたいという念願が強いわけでございますから、私もどしどしでもできるだけ早くそれを実現して差し上げたいというふうに考えておりますが、現在七、八百名の方がまだおられるということになります。

と、五十九年度百八十名の訪日調査を予定しておりますが、あと残りの方を六十年度一年でということになりますと、訪日調査の効果ということも考えても、一度に六、七百名の方をお呼びするということとは困難ではないかと思っております。中国側の事情もあらうかと思っておりますので、前向きにやっていたいというふうに考えておりますが、六十年度までということについてはちょっととお約束することはできないという状況でございます。

○大橋委員 これは中国政府とも綿密な相談をした上でないともたできないことでもありましようが、いずれにしても、費用もかかることだし、あるいは複雑な問題もいろいろ出てくるわけでございますので、先ほど申しましたように、中国政府の御協力を得ながら特段の配慮が私は必要ではなからうか。この点につきましても、大臣のお気持ちを聞かせておいてください。

○渡部国務大臣 中国残留孤児の問題、大橋先生からいつも御心配を賜って大変ありがたいことでございます。お気持ちは私も同感なのでございまして、お気持ちは私も同感なのでございまして、お聞きしましたときに、この予算ぐらいは幾ら行革で厳しいといつても何とかならないものか、これは今先生のお話のとおり時間というものが極めて重要なわけですから、一日も早く解決するようにということであるという当たつてみたのであ

ります。現実問題としては、この肉親捜しの問題は、予算の制約を受けるというようなこと以前にいろいろ難しい問題がありまして、一つは、先生御案内のように、この肉親捜しを徹底するに当たっては、政府の予算がどうこうというよりは、報道関係の皆さん方、また幅広く国民の皆さん方の御協力を得なければなりません。そうしますと、これはテレビにずっと出して国民の皆さんに徹底していかねばならないわけですから、おのずから人数に限りがありまして、この前やったのは一番余計やったわけですが半分しか見つからなかったというのも、これは人数が多過ぎたのではないかというような批判等もありまして、またこの前から、それなら現地にやってビデオを撮って先に事前調査を徹底させるというような意見もあ

ります。これも相手の国の国情というのは日本と異なりますので、我が国の国内で考えておったアイデアというものが必ずしも向こうに行つてうまくいかないとかいろいろ問題がありまして、五十九年度は百八十人、これは精いっぱい物理的に現実的に可能な範囲でということでも今度やるわけでありまして、この成果がまたどうなるかということ、今度六十年度にも出てまいりますが、そういうことで、私どもは、この問題は決して行革云々での予算の制約を受けるというふうなつもりはありませんけれども、現実的に物理的、技術的に限界というものがございまして、これは先生御指摘のように、もう戦後四十年たつたのでありますから、一年も早く解決するように努力いたしますが、六十年度に解決するというお約束はこの場でできないことをお許しいただきたいと思っております。

○大橋委員 先ほどから戦没者の遺骨の問題等々も極めて重要な問題だと申してきたわけですが、中国の残留孤児の方々はいよいよ生きているしやる人々の問題は、ましてやその肉親の方々の思いは、また本人の気持ちには察するに余りあるものがあるわけですから、確かに物理的に考えてある程度は状況は醸し出されたいと思っておりますけれども、回数をやすとか、また方法に工夫を凝

らせばもともと成果が上がっていくのではないかと思ふわけでありませう。

時間の関係もございますので次に移りますが、今度は中国の養父母の問題でございますが、こうして孤児の皆さんが来日なさいます。そして肉親とめぐり会って大変な感激をされているわけでございますが、その結果、日本に帰国して永住していただく、こういう非常に好ましい事柄だと私は思ふわけでございますが、その反面と申しますか、中国にはまた高齢化した養父母の方々が残されているわけでございます。この問題が非常に大きな問題になってきているようにございませう。とにかく養父母の生活の問題ですね。また、一たんこうして日本にいられた孤児の方々が、そのまま中国に戻らずに日本に永住してしまいうケースもあるようにございまして、現地の養父母の皆さん等から言わせれば、また新たな悲劇になっているようにございませう。そういう方々のいわゆる養父母の扶養の問題というのは、これはやはり人道的見地からもまさに適切な措置を早急にとるべきではないか、私はこう思ふわけでございますが、厚生省の立場として、中国の養父母に対する考え方はどうか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○入江政府委員 肉親が判明いたしました、孤児が日本に永住したいという希望を持った場合に、今お話ししたありました養父母との関係を円満に解決するということが等が先決問題でございまして、この点は中国側からも強い要望がございまして、両国間で養父母の扶養の問題をどうするかということを経る話し合つてまいりましたわけでございますが、ことしの三月の十七日に両国間で取り交わしました口上書の中で、この扶養費の問題につきまして、日本国に永住した孤児が中国に残る養父母に対し負担すべき扶養費の二分の一は日本政府が援助する、扶養費の額、支払い方法については日中双方が別途協議するということが規定されたわけでございます。現在、その扶養される養父母の範囲をどうするかという問題、あるいは

は扶養費の額の問題、支払い方法をどうするかというふうな事務的な問題を詰めておるわけでございます。

なお、この口上書で触れられておりません残りの二分の一につきましては、民間の善意の寄附金から孤児に対して寄附するという考え方をとりおまして、昨年の四月に設立されました財団法人中国残留孤児援護基金が募金を行つておるといふのが現状でございます。

○大橋委員 生みの親の恩もさることながら、育ての親といひますか、その方の恩ははるかにさらに重いんじゃないか、私はいつもそう思ふわけがあります。そういうことで、この養父母の方々に對する対策は真剣に取り組まねばならぬ。

今もお話しがありましたように、日中政府間協議会においていろいろと合意がなされたようにございませうが、この養父母問題につきましては、今の説明では、一応養父母の生活費を日本政府が半分は負担する話でございませうけれども、あとの半分はゆるゆる日本の民間で何とか工夫をしないといふことでしょうか、ちょっと確認したいのですが。

○入江政府委員 二分の一は政府が負担して、あと二分の一は民間の善意の寄附金によって賄うという考え方をとっております。

○大橋委員 合意事項の中で、一応永住帰国した孤児が負担を建前とするけれども、事実上負担能力は孤児にはない、そういうことで日本政府と民間で賄つてほしい、こういうことで合意がなされたようにございませう。この孤児のいわゆる援護金といひますか、これが設置されて具体的に今動いているわけでございますけれども、日中国交回復後に永住帰国した孤児は総数で一体何名になっているのでしょうか、その点をちょっとお尋ねいたします。

○入江政府委員 百八十七名でございます。

○大橋委員 先ほどのお話しの中で、養父母の生活費に對する政府の考え方、養父母の生活費といふものはこの程度で援助していこうという額について

いはどうなつたでしょうか。

○入江政府委員 要するに、現在その実施方法の詰めて行つていまして申し上げた中の一つの項目は、その額をどうするかという問題でございまして、考え方としては、あちらの平均的な都市の一人当たり生活費を基準として、大都市あるいは農村といふふうな格差を設けて額を決めていきたいということ、その額をどうするかというところは、中国側の判断を現在求めているという段階でございます。

○大橋委員 これは新聞報道でございませうけれども、養父母の生活費に對しては一世帯当たり五十万程度と見て、これは一括支払いをするのだというふうな記事が出ていたわけでございますが、これは単なる推測記事でしょうか。

○入江政府委員 一応、昨年この口上書をつくるに際しまして、向こうの事務担当者からこちらに参りまして、そのときに、まだ口上書は結ばれてなかつたわけですが、大体どうするかということ、事務レベルで話し合つたことはあるわけでございます。そのときに、向こうの中都市といひますか、中くらいの地域における一人の生活費といひますのは大体二十五ぐらいだといふ話でございまして、それを仮に想定して試算して、しかもその支払い方法としては、日中兩國の間でやるわけですから毎月とかそういうことにもいきませんので、一括してお払いしたらどうかというふうな話が出ておつたといふのは事実でございませうが、そういうことで最終的に決まるかどうかというものは、現在のところペンディングだということでございます。

○大橋委員 そうしますと、そういう話が出ただけで、具体的にお金の授受、そういうことはまだなされてないわけですね。

○入江政府委員 授受の方法も、実はどこからどこへ送るかというのも今度の協議の対象になつております。したがって、今のところ養父母の扶養をするということだけ決まっております、その額、支払い方法、送金の方法等すべてこれから決

まるといふ段階でございます。

○大橋委員 先ほどもいわれる日本に永住した方々の員数が述べられたわけでございますが、そういう養父母の皆さん、もう全部いらつしやるかどうかはわかりませんが、かなりの数になると思ふのですが、厚生省として、五十九年度のこういういわゆる養父母に對する生活費を見る予算額といふものは幾ら計上してあるのですか。

○入江政府委員 二千五百万でございます。

○大橋委員 一日も早くそういう具体的な内容が取り決められて、養父母の生活費に渡るように強く要望しておきます。

それから、これから申しますのは孤児問題の協議会とかいろいろな団体の方々がよくおつしやつていてございませうけれども、私はこれは非常に重要な要請と思ひますので、大臣もしっかりと申しておつていただきたいのですが、こうして来日しまして肉親捜しで一生懸命頑張るわけでございますけれども、その肉親と会えなくとも、一たび日本という祖国の土を踏めば皆さんの気持ち非常に落ちつくといふ状況がある、したがって今後どしどしと日本の土を踏ませるような対策をとっていただきたいということが一つです。

それから、中国に残る孤児に毎年日本政府から幾らかの慰問金を送つてはどうか。要するに、もう日本には永住しない、こうして帰つてきているの状況がわかつた上で中国に残る孤児、こういう方々に對しても長い間の苦勞に對して慰問金等を送つたらどうかという問題。

それから、今後そういう一世孤児につきましては五回程度の日本への里帰り費用を公費で負担してもらえないだろうか、ぜひこういうのを實現してほしいという要請があるわけでございますが、いかがでございませう。

○入江政府委員 最初に慰問金の話でございませうが、中国残留孤児と申しまして、御承知のように既に四十歳を超えた方々でございまして、それぞれ中国の地域社会で自立して生活しておられる方でございませうので、国としてこれらの

方々に慰問金をお送りするということは考えておられないわけでごさいますけれども、訪日調査のために来られた際には、一般から寄せられました寄附金をもとにいたしまして一人十万円のお土産代をお渡しするというふうにしておるわけでごさいます。

それから、里帰りを五回にしたらどうかという要望でごさいます。今一時帰国、里帰りはお一人一回ということで限っておるわけでごさいます。が、実情をお聞きしますと、先ほどの養父母の問題にもありましたように、こちらへ永住するということが必要ならば両方の家族との関係を円満に解決することにはならないわけでごさいます。むしろ永住帰国するよりはやはり一時帰国の回数をふやしてほしいという御要望は非常によくわかるわけでごさいますけれども、まだ一時帰国されておられない方もございますので、その辺は私どもとしても非常にわかるわけでごさいますので、全体を見ながら検討させていただきたいというふうにごさいます。

○大橋委員 先ほどの民間の援護基金が設立されたのですけれども、これは寄附を対象にしまして対策を練っていくというのですが、その寄附の方は大体予想どおりに集まっているのでしようか。

○入江政府委員 これは昨年の四月に設立されました、十億円の指定寄附を集めるということで発足いたしました、六月三十日現在で約七億二千万円集まっております。

○大橋委員 じゃ、時間もたちますので、次に移らせていただきます。

こうして日中の政府間協議の結果、孤児の肉親が判明しなかつても日本に帰国永住することができるとなつたと聞いています。今後永住帰国を希望する孤児はかなり増加してくるものと推測されるわけでごさいます。そこで、私は、日本に永住する孤児の今後の生活の問題につながることで、年金加入の問題について若干お尋ねしたい

と思うのです。

現在政府が提出いたしております国民年金法の改革案は、年金制度の根本的な見直しであり、抜本的な改革であるわけでごさいます。この新法案に基づいて、帰国永住する孤児たちの加入要件等についてどうなるのか、まずお尋ねしたいと思います。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕

○吉原政府委員 今国会に提出をしております年金法の改正案におきまして、海外に居住をしておられる日本人について新しく任意加入を認めることにしております。それから、これまで海外に居住していたために加入できなかった期間を新しい老齢基礎年金の資格期間に算入するという措置を新たに講じているわけでごさいます。したがって、今お尋ねの中国から帰国をされました残留孤児の方々につきましても、これまで中国に居住していた期間、昭和三十六年四月一日以後の国民年金が発足後の期間でございしますが、その期間は資格期間として扱われることとなります。当然国民年金あるいはお勤めの場合には厚生年金にお入りいただくことになるわけですが、そういう老齢基礎年金が帰国後の加入期間に基づいて支給をされるということになるわけでごさいます。

○大橋委員 今回の改正の内容によれば、日本人であればどの国にいても任意加入できるのだ、こうなるわけですね。一たん日本の国内に入りますと、今度は、日本に永住する人々は任意加入でなくて強制加入ということになりますね。そうしますと、例えば具体的な例を申し上げるのですけれども、わかりやすく説明していただきたいのですが、実は数日前、七月十九日のことでごさいますけれども、中国の残留日本人孤児のある御婦人の方が、四十歳になる方でごさいますけれども、中国人の夫と二人の子供と一緒に日本に帰ってまいりまして、永住することが決まったわけですね。その御婦人の方は、先ほど言いましたように現在四十歳。直ちに加入いたしましたも、い

わゆる老齢年金の受給要件というのは二十五歳、こうなっているわけでごさいます。その要件を満たそうとするならば、今さっき言ったように六十歳から六十五歳の任意加入の五年を入れてやると二十五歳になる。しかし、今のお話では、中国にいた昭和三十六年以降はみなし期間として空期間と同様な取り扱いをするというお話があったわけでごさいます。とにかく三十六年四月以降の期間については二十五歳の計算の中に入れるというふうにごさいます。

○吉原政府委員 おっしゃるとおりでございまして、詳しく申し上げますと、今お尋ねの四十歳の女性の方は、昭和三十一年七月に二十歳になられたということでごさいます。先ほどの昭和三十六年以降の二十年間の期間といたしまして、先ほどの昭和三十一年から現在の五十九年までの過去二十年間が国民年金の資格期間の中に算定をされるわけでごさいます。そういうことで、これからどうなるかといいますが、これは当然その女性の方は六十歳まで国民年金に入っていたら、当然加入ということになるわけでごさいます。また、六十歳を過ぎても、六十五歳までは国民年金に任意加入できる道も開かれておりますので、そういうことによりまして、今お尋ねの女性の方は、当然老齢基礎年金の資格を受けられるということになるわけでごさいます。

○大橋委員 これは孤児には関係ないわけでごさいます。六十一年に新国民年金法が発足いたしますときに、三十歳以上の方々に對しては二十五年かかなくとも特例措置ができるのだ、経過措置がつくられるのだと聞いておりますが、その点はどうでしょうか。

○吉原政府委員 今お尋ねのような措置は講じておりませんが、ただ、先ほどから申し上げておりますように、過去の中国におられた期間あるいは海外におられた期間というものを当然新しい老齢基礎年金の資格期間である二十五歳の中に算入をいたしておりますので、一定の年齢以上につきましてはそういう措置によって十分救済をされ

る、資格期間がつく、資格を満たすということになりますので、それ以上の措置は今回の改正案においては講じておりません。

○大橋委員 今私が申しました、六十一歳発足当時、三十歳以上には経過措置が設けられるのだというのではないと理解していいのですか。

○吉原政府委員 そういふことでごさいます。

○大橋委員 それでは、その御主人は中国の国籍なのですね。お年は幾つか知りませんが、新聞報道では奥様よりも二つほど若いというふうに見受けられたのですが、中国国籍で永住した場合は年金加入はどうなるのでしょうか。

○吉原政府委員 その中国人の御主人の場合でございしますが、その方は中国人のままでございまして、これは国民年金に当然加入をしていただく、原則としてはそういうことになるわけでごさいます。したがって、年金の資格期間との関係ではどういふことになるかといいますが、お尋ねの御主人の場合、三十八歳ぐらいのお年の方だといふふう聞いておりますけれども、六十歳になるまでは二十年間以上ございまして、また、先ほど申し上げましたように六十五歳になるまでは任意加入の道も開かれておりますので、今から約二十七年間、三十八歳から数えますと六十五まで二十七年間は国民年金に加入できる、当然二十五歳という資格期間を満たすということになりますので、老齢基礎年金が受けられるようになるはずでございします。

それから、仮にその中国人の御主人の方が日本に永住する、あるいは帰化をされる、あるいは永住許可を受けられた場合には、その御主人の過去の期間も、先ほどの孤児の方である奥様の場合と同じようにその資格期間に算入をされますので、当然老齢基礎年金の資格を満たされる、こういうことになるわけでごさいます。

○大橋委員 今の点はよくわかりましたが、もしこの御主人が奥様より若くなくもつと年がいったら、その二十五歳が満たされなくなりましてね。要するに国籍が日本国籍になればまた今のよ

○大橋委員　簡単に言えば、シベリア抑留中の食糧は自弁か国の負担かの補償問題のようでございます。まして、これは条約等も絡んで複雑な問題だろうと思いますが、そういう関係機関で真剣に取り組

○入江政府委員 先ほど申し上げましたような事情でございますが、これらの方々の生存ということになりますと、大部分の方は期待が持てないのではないかということでございまして、留守家族

の程度の教を把握しておりますでしようか。

○入江政府委員　現在中国に残留している、いわゆる残留婦人、元日本婦人は約三千五百名というふうに推定しております。

か、現状は。

○入江政府委員　中国残留孤児と若干違いますが、点
は、残留婦人は戦前に向こうへある程度の年齢に

なつてから行かれたという点で、日本語を大体話せるということが非常に違う点じゃないかと思ひますが、それにしましても、四十年間全然違ふところで生活されたわけですから、帰国されてすぐ就職するということは非常に困難ではないかと思ひます。こういう方々に対する定着援護は、先ほど申し上げました金銭的な面のほかに、公営住宅のあつていなくてあるいはその他、生活が当面困難であれば一般福祉施策で対応する。具体的に申し上げますと、生活保護でありますとかそういうことで対応しておるわけでございます。

○橋本(文)委員 まず実情を本日はお聞きしたかったのですけれども、八百五十七名の方の実情というのは、厚生省は把握しておりますか。まだそこまではわかりませんか。

○入江政府委員 特に実態調査はこれまで行つておりません。

○橋本(文)委員 ところで、三千五百名が判明しておりますので、約八百五十名、まだ二千七百名がここにおられるわけですね。この中国に残留しておられる御婦人の方のいわゆる平均年齢、これはどの程度になりますか。

○入江政府委員 その前にちょっと数字のことを申し上げますと、三千五百名の中には永住帰国された八百五十七名を除いてございまして、現在中国に残留している元日本婦人が約三千五百名というふうに推定しております。

平均年齢については調査いたしておりますが、戦後二十前後で向こうへ渡航されたということになりますと、まあ六、七十代ということになるのではないかと思います。

○橋本(文)委員 三千五百名の方が中国におられるわけですが、これに対しては何の補償もないわけですか。

○入江政府委員 今の「補償」というお話しでございますが、中国におられる残留婦人に対する補償でございますか。(橋本(文)委員「はい」と呼ぶ)この方々はあちらで恐らく中国の方と結婚されて、あちらで社会人として自立されておられる

わけでございます。日本府として補償するということはないと思ひます。

○橋本(文)委員 平均年齢が推定で六十歳から七十歳だろと思ひますが、一時帰国して日本の土を踏み、家族にも会つておられるわけでございますけれども、人生の終末をだんだん迎へてつある、やはり何回でも日本に帰りたい、望郷の念はあると思ひます。あるいは肉親に会いたい、あるいは墓参もしたいだろ、こう思われるわけですが、先ほど大橋委員の質問に答へまして、一人一回だけの帰国を認めるというお話がございましたけれども、こういう高齢になつておられる方を考えて、人道上もう一度我が国に帰国を認めるような、旅費、滞在費を国の方で何とか面倒を見ようというお考えはございませんか。

○入江政府委員 先ほど申し上げた数字から申し上げても、まだ残留婦人の中で一時帰国したことがない婦人も残つておられますので、私どもとしては、そういう方を優先的に扱わなければならぬと思ひます。今お話しがありましたように、老境に達してもう一度というお気持ちも非常によくわかるわけでございます。その辺、中国孤児等の問題もありますので、援護施策全体の中で検討させていただきたいと思ひます。

○橋本(文)委員 私が勘違いしているのかもしれないが、一時帰国された方は、この三千五百名じゃなく、日本に定住されている方が八百五十七名おられるわけですが、この八百五十七名を除きまして我が国に一時帰国して来た人は何名ぐらいおられるのですか。

○入江政府委員 説明が不十分だったかもしれませんが、永住帰国された方の八百五十七名を除いて、現在中国におられる御婦人が約三千五百名です。そのうち一時帰国された方は二千五百七十一名でございますから、引き算をいたしますと、九百名ぐらいの方が帰つてきておられないという計算になるわけでございます。

○橋本(文)委員 そうすると、九百何名の方に就いては無条件で一時帰国は認めましよう、しかし

一回帰つてきた二千五百七十一名については全体的なバランスの中で見直したい、こう伺つてよろしいですか。全体的な中でもう一度考えたい。

○入江政府委員 そういうことでございまして。

○橋本(文)委員 人道上からもなるべく回数多くしていただきたい、このようにお願いいたします。

先ほど大橋委員からもありましたけれども、来年はいよいよ終戦四十年を迎えます。大きな戦争がありますと、その終戦処理には百年かかる、こう言われております。約半分になるわけでございますけれども、遺族の方もどんどん高齢になつて、また遺骨の収集も困難をきわめておられる実情。しかし、こういう厚生省、特に援護局の仕事は地味でございます。決して派手さはないのですけれども、遺児との面会あるいは遺骨の収集によつて改めて戦争の悲惨さ、愚かさを世間に訴へることができまして、戦争してはいけないんだという意識を受けるわけでございます。そういう意味で、平和を求めるといふ見地からも大変な仕事をしている、私どもはこう思つております。

そこで、いよいよ四十年を迎えてしまつたわけですが、いよいよ遺族あるいは遺骨収集、いわゆる戦後処理のビジョンというものをどこに掲げておられるのか、それを大臣からお聞きしたいと思ひます。

○入江政府委員 明年四十周年を迎えるわけでございますが、お話しのとおり、遺骨収集にいたしましてもまだ約半数の御遺骨が残つておられるということでございます。中国残留孤児の問題というよう最近新たに生じた問題もございまして。

私どもいろいろな問題を抱えておるわけでございますが、すべて御遺族あるいは関係者がおられる範囲で前向きに施策を充実させていきたいというふうに考えます。

○橋本(文)委員 厚生省としては、現段階では何年度には何をするかという具体的な方針はまだないわけですね。

○入江政府委員 例を遺骨収集にとりましても、ここに遺骨があるという情報は随時寄せられるわけでございます。御遺骨についてそういう情報がある限り、遺骨収集は続けていきたいと思ひます。あるいは慰霊巡拝等も御遺族の要望にこたへて引き続き行つていきたいと思ひます。

○橋本(文)委員 遺骨のある場所が判明した、あるいは遺族からの要望によつて行動を開始するのではなくて、厚生省としてこういうことをするのだ、こういう計画があるんだということを国民にPRする計画があたりか今伺つたのです。それによつて戦争の愚かさ、悲惨さというものを常に世間にアピールできるのではないかと、こういうことを思つて質問したわけでございます。要するに要望があつたから行くというのじゃなくて、もっと前向きな姿勢で援護行政に取り組むことができないのでしょうか、こういう質問でございます。

○入江政府委員 私の表現が悪かつたかと思ひますが、私どもは戦後処理を担当しているわけでございます。ほかに行政とちよつと違ひまして、何年までどうするかというふうな計画にはなじまないのではないかと私は考えますけれども、従来から行つております慰霊事業、具体的に言いますと、遺骨収集なり慰霊巡拝あるいは慰霊碑の建立、こういうものについても計画的に行つてきておるわけでございます。それを引き続き行つていきたいと思ひます。

○橋本(文)委員 大変御苦勞なことでございますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○有馬委員長 塩田晋君。

○塩田委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、渡部厚生大臣、関係の局長に御質問を申し上げます。

戦傷病者、戦没者、遺族、これを見ることが心に痛んでやまないところでございます。このような事態が起こつたことにつきまして、これは戦争の惨禍がもたらしたものだと思ひます。しかも戦

戦争中のみならず、戦後四十年過ぎまして、なお心痛める問題が全国各地、また世界各地に今なお残っていることは、まことに遺憾至極でございます。

戦争があつてはならない、起こしてはならない。すべては戦争から来る結果のもたらすものでございます。第二次世界大戦と言われる戦争がどのような原因で起こり、どのような形で戦われたにいたしましても、各国それぞれに大義名分があり、また祖国のためにそれぞれの国が全力を挙げて戦つたものであると思ひます。そこから出てきた戦死者、戦傷者、大義名分がいかにあつても、その悲惨さは国民の上にかつてきた悲惨な事態でございます。これに對しまして、国として十分な援護の措置をしなければならぬ、こういうことは当然のことだと思ひます。

その忌むべき戦争が、第二次世界大戦後なお現在までに七十件もあつた。教えるようにしましては百五十件という戦争が、局地戦争を中心としたしまして戦後なおあつたということ、現在もお、この地球の上で悲惨な戦争が戦われているのが九件あると言われているわけでございます。その戦争から来る悲惨な状況というものは現になお起こっていること、人類の一人として本心に心を痛めるものでございます。戦争がなくなるように、何としても、人類の悲願として全力を挙げて取り組まなければならないことだと思ひます。こういうことにつきまして、厚生大臣はいかがお考えになりますか、お伺ひいたします。

○渡部国務大臣 戦争があつてはならないことは当然のことでございますが、私、厚生行政をお預かりしまして、戦後四十年がたとうとしておるのにかかわらず、いまだ戦争の傷跡が生々しく、多くの問題を残しておることを痛感するたびに、今先生からお話がありまして、我が国の歴史はもとよりのこと、人類の歴史の中に二度と戦争はあつてはならないし、我々は、戦争というむごたらしい惨劇がこの日本の歴史にも、人類の歴史にも起こらないように、全力を尽くすべきであ

るという決意を今新たにしておるところでございます。

○塩田委員 戦争がもたらす悲惨さというものは、これは十分に御認識をいただいておりますわけでございます。

日本におきまして戦死者が二百五十六万、アメリカにおきまして五十四万、中国百五十万、ソ連六百十一万という、防衛庁監修の資料によりますとそういう数字が出ております。厚生省で把握しておられます戦死者あるいは戦傷者、その数は日本についてはどれくらいと把握しておられますか。

○入江政府委員 第二次大戦における戦死者でございますが、軍人軍属などが外地二百二十万、内地及び周辺が二十万人ということでございます。あと邦人が外地戦災死没者を含まして八十万人で、計三百二十万人というふうに考えております。

(塩田委員「二百万じゃないですか」と呼ぶ) 通常二百五十万と言われているのは戦死者でございます。今申し上げました三百二十万の中には戦災死没者が入っております。(塩田委員「今三百二十万と言われたね」と呼ぶ) はい、三百二十万でございます。(塩田委員「足したらそうならないじゃないですか、三百二十万にならないでしょう。内訳を言われたのを足したら……」と呼ぶ) もう一度申し上げました、軍人軍属などが二百三十万でございます。外地二百二十万、内地及び周辺が二十万人です。邦人が外地戦災死没者三十万人で、戦災死没者が五十万人ということでございます。

○塩田委員 わかりました。そのほかにも戦傷者の関係は。

○入江政府委員 約十五万人というふうに承知しております。

○塩田委員 十五万人というのは、現在戦傷者手帳を持っている人が十五万人で、戦争中から数えますともっと多いんじゃないですか。

○入江政府委員 厚生省が担当しております戦傷病者特別援護法に基づきます手帳を持っておられる方が約十五万人……(塩田委員「現在数でし

う」と呼ぶ) いえ、出した数でございます。——現在数です。

○塩田委員 今言われましたのは現在手帳を持っている人ですから、間もなく戦後四十年たちますから、その間亡くなった方もあるし、戦時中の人もあるでしょう。ですからそんなに少ない数字じゃないんじゃないですか。例えばソ連の場合は戦死者六百十一万、戦傷者千四百万、合わせて二千二万という被害が一般的数字として公表されております。米国の場合は戦死者が五十四万人に對して戦傷者が六十七万という数字があるのです。

○入江政府委員 私ども、今の十五万人以外の数字を把握しておりませんので、ソ連の数字等がどういふものか、調べられるかどうか検討してみたいと思ひます。(塩田委員「いや、それはいいですけれども、日本の場合」と呼ぶ) 日本の場合は、今私ども把握しております数字は約十五万人というところでございます。

○塩田委員 それは現在数でしよう、十五万人というの。だから、私が聞いておるのは、第二次大戦の被害としての戦傷者の数を聞いておるわけですか。

○入江政府委員 累積はどれくらいかという御質問かと思ひますが、その数字は把握しております。

○塩田委員 把握することができないのであれば仕方がないわけですが、戦争の被害というものがいつまでも、政府として、どれくらいのものであつたかということぐらひは、現在の手帳を持っていらっしゃる人だけじゃないに、やはり把握をしておかれる方がいいんじゃないかと思ひますね。

非帯に悲しいことでございますけれども、やはり国民の受けた大変な被害でございます。まことに心が痛むわけでございます。戦争がどのような原因で起こるか、これについてもやはり十分に検討し、あらゆる手段を尽くして戦争の防止に努めなければならぬと思ひます。大臣がそのような意向を示されたところでございます。

現在行われている戦争、これがレバノンであ

り、あるいはまたイラク・イラン戦争であり、あるいはまたカンボジアにおけるベトナムの侵略であり、グアテマラの内戦であり、各地で行われている。アフリカにもあるわけですが、また、そこから来るところの難民、アフガニスタンにおきましても既に四百万人が国外に避難民として出ておる。あるいはベトナム、カンボジアにおきましても、よく言われた例のボートピープル、今なお船に乗って海外に避難しようとして命がけで出かけておる、こういう状況もござい

ます。

いづれにいたしましても、戦争というものを何とかこの地上からなくするということは人類の悲願だと思ひます。あらゆる努力をして、戦争のないように、そして我が国がそのような戦争の被害をこうむることのないように、十全の国の政策を確立して備えていただきたい、このことを念願申し上げる次第でございます。

そこで、具体的にこの戦争によって生じた、今なお心を痛めます中国に残されております日本人残留孤児の問題でございます。この中国における戦争で、これは暴虐なるソ連の条約破壊による突然の侵略侵入によつてまたたけられた悲惨な事態という見方もございまして、また日本の軍国主義の果たした結果だと言ふ人もありま

す。それぞれ国の言ひ分があると思ひます。う。しかし、いづれにいたしましても、当時生まれたばかりの明らかな日本人、その孤児がそこに残され、たくさんの方が亡くなつていった中で、幸いにも中国人の好意を得て戦後四十年間生き延びてきたというこの厳然たる事実、日本人の血が確かに日本人としてそこにある。しかし、養父母等の温かい庇護のもとに今日まで生命を長らえた、

こういう事実、この上に立ちまして、やはり日本の国をいたしまして、何としても早くこの問題を解決しなければならぬ戦後処理は終わっていないと言わなければならないと思ひます。

そこで、中国在住の日本人孤児につきましてお伺ひいたしますが、たびたびここでも御質問申し

上げましたので、当面今一番問題になっていること、このことにつきまして御質問いたします。

この毎年参っております肉親捜し、親捜しにつきまして、今後どのような計画を持って進めていこうとおられるか、お尋ねいたします。

○入江政府委員 肉親捜しにつきましては、これまで肉親を捜してほしいという要望がありました。数が千五百四十六名でございます、このうち判明したのは七百四十二名、したがって未判明が八百四十四名ということになるわけでございますが、できるだけ早くこれらの方々の訪日調査を実現したいということで、五十九年度は百八十名の訪日調査を行いたいということで、現在中国側を打診しておるところでございます。

しかしながら、さらにかなり多数の方が残れるわけでございまして、関係者の高齢化ということとを考慮すれば、これらの方々の訪日調査というのをできるだけ早く実現したいわけでございまして、調査方法等あるいは中国側の事情から一挙にというわけにもいきませんので、できるだけ前向きに訪日調査を実現しますとともに、これまで、肉親捜しにつきましては、訪日調査だけでございませんで、いろいろ私どもの持つております手持ちの資料による調査でございまして、報道機関を通じての調査、あるいは市町村、都道府県に、肉親を捜している孤児の方々の写真なりあるいは手がかりになるような事項を記載した冊子を配布しておりますので、こういう今まで行つてまいりました手法を総合的に活用しますとともに、中国側の協力も得ながら、さらに新しい方法はないかというふうなことを探っていきたいと考えております。

○塩田委員 今言われました八百四名につきましても、大体中国政府が出した孤児証明書を持つておられる方が大部分と考えてよろしゅうございませう。

○入江政府委員 ちょっとそれは私どもではわかりませう。

○入江政府委員 孤児証明を持つていかどうかは厚生省としてはわかりません。聞くところによりますと、あちらでも、東北三省でも、ある省といえますかある地方団体では持つていない人多いけれども、ある地域では全然持つていないというふうな話も聞きますし、実際は私どもも承知しております。

○塩田委員 前に聞いたのとちょっと様子が違うのですが、大部分持つていないというふうに考えておったのですが、そうじゃないのですか。

○入江政府委員 その千五百四十六名の中には、こちらの肉親から捜してほしいという要望のある者もおりますし、中国における孤児の側から日本大使館等に捜してほしいというふうに希望を申し述べている者もいるわけでございまして、中国側から希望が出ておられます方々で、この教に含まれる方々は、日本人孤児であるということとは向こうでわかつておると思ひますけれども、今お話しした孤児証明という公的な証明の文書を持つておられるかどうかというのは、ちょっと私も承知しておりません。

○塩田委員 日本人であるということ、文書であるかないかは別にいたしまして、千五百名といふのは、中国側が日本人孤児であると認めておる者ですね。

○入江政府委員 大部分はそうでございます。

○塩田委員 孤児証書を持つていか持っていないかぐらいは中国政府に聞けばわかることで、それぐらいのことは調べておいてもらいたいと思ひます。

それから、今言つておりますのは、まず最初に、当面早急に対策をしなければならぬという対象者が千五百名であり、今残つていない未判明者が八百四名だというふうに、対象者をまず把握する必要がありますから申し上げておるのです。はつきりした者から先に早急に手を打つ必要があると思ひます。

今、毎年肉親捜しに見えておるのは、予算上と実際はどれぐらいの人数になっていきますか。

○入江政府委員 五十九年度は今申し上げましたように百八十名、昨年も百八十名でございましたけれども、実行は百十名ということでございまして。

○塩田委員 百十名の実績で、この調子で毎年やっていますと八十年かかるわけですね。

○入江政府委員 したがって、これまで五回訪日調査を行ったわけでございますが、御存じのように、第二回の訪日調査を終わった段階で、養父母の問題その他の問題が中国側から提起をされまして、一時暗礁に乗り上げておりました。それで、この養父母の問題等を円満に解決するにはどうすればいいかということ、両政府の事務レベルで協議しておつたわけですが、それと並行して、第三回、第四回、第五回というのは、その都度こちら側の申し出に向こうが応ずるという形で訪日調査が行われたわけでございます。したがって、こちらが計画していた数が必ずしも年度内に消化されなかったという事情があるわけでございまして、第六回以降につきましては、今年三月十七日に口上書の締結がございまして、訪日調査については、中国政府も人道上の立場から協力するといふことを明言しておるわけでございまして、今年度の百八十名というのは、私どもとしましては実施できるんじゃないかというふうに現在のところ考えております。

○塩田委員 大臣、今聞かれましたとおりでございまして、実際百八十名の予算化をしておられまして、実行されたのは百十名、はつきりと今、日中間におきまして把握されている人数が八百とまだ残つておるわけですね。これを百人で八年かかるということになりますから、そういうことになしに、もう八百人は一挙に船でも持つていって全部来ていただくということをやらないかということ、もうまず八百では私は済まないというところを前提にして言つておるんです。まず明らかになつておる八百人を一挙にもう一、二年で解決してしまふというぐらゐのことは、ぜひとも考えていただきたいと思うんですが、大臣、いかがでござい

ますか。

○渡部国務大臣 私、厚生省でお世話になつて、残留中国孤児の問題を担当いたしましたとき、これは先生と全く同じような考えを持ったのであります。ところが現実には、この作業というものがいろいろ物理的、技術的な制約がありまして、それが決して、厳しい財政事情で予算がないとかそういうことでありまして、仮にそれらの予算を十分確保することができたとしても、一挙に八百人をやってしまうというのにはいろんな制約がございまして、これは何しろ四十年たつてしまつておるわけですから、四十年の時間というものは非常に大きいことをこの作業をするたびに痛感するのでありますけれども、これはお帰りのいたしても、肉親とお目にかかるといふところまでまいらなければ、報道関係の皆さんの全面的な協力も得なければなりませんし、しかしテレビで放送するといふまでもおのずから人員的な制約は免れませんし、そういうことでいろいろ私も工夫してみたのであります。現在のところこの八百人を一年間で一挙にやってしまうというようにすることが可能でないために、百八十人ということをもたす定させていたわけでありまして、

考え方としては、これはもう毎年毎年といふことであります。これは戦後四十年たつていくことであります。これは戦後四十年たつていくことであります。そこそこ思ひ切つて一挙に解決しなければならぬという気持ちにおいては先生と同感なのであります。実際上、行政の責任者としてこれを取り扱つていくということになりますと、いろいろの困難な問題等がありますので、できるだけこれらの困難な問題を克服して、先生のお考えと私の考えは気持ちの上では同じなのでありますから、早くこれを完了させるように努めて努力してまいりたいと思ひます。

○塩田委員 大臣のお考えをお聞きいたしました。いろいろ事務的に難しい問題があるということとは、私もわかつております。しかし、それを克服する道もまたあると思ひます。恐らく今百八十人がいっぱいであつてそれ以上は受け入れ態勢

が難しい、あるいはやってきてもらったときに通訳あるいはお世話をしていろいろ事情を聞くその態勢がでないということだ、それがネックだということも言われると思うんです。しかし、それは役所だけで今やっておられますが、民間のボランティア、また既に帰ってきて日本の社会に定着していついてる人もあるわけです。そういう方々も御協力願ひ、役所だけでなく、オリンピックセンターを今まで使っておられるけれども、その場所がないんです、こんな話も前にありました。それは余りにも枝葉末端の話でございまして、解決しようという気があれば、そんなことはいつでも解決できる問題ですね。通訳の問題にしたら、民間の方々を活用すればもともと一挙に何百人とできることは可能だと思うんです。それから、あれは年に三回か四回分けてやっていますけれども、それももつと回数を多くするとか、もつともつと知恵を出せばこれは解決する道はございます。

そして、もう肉親といつても、孤児が四十歳でしよ、あるいは四十歳を越えていますね。その親は六十、七十でしょう。だんだん毎年亡くなつていきますね。それを思えば、これは本当に知恵を出して、早期にまず八百人を解決してもらいたい。

私が申し上げておりますのは、今わかつている者、日中政府が認めているのが八百人であつて、そのほかにまだたくさんおられます。私も現地へ行きまして、そしていろいろな人に会いました。孤児にも会い、いろいろな話を聞きました。公式でない、本当に腹を割つての、言えない話も聞いてきました。そして、いかにも恥ずかしながらというのを言つて出てこられた六十、七十の御婦人も、老婦人もおられました。そういう方、まだたくさんおられるんです。その人たちまでも今すぐと言つておるわけじゃないんです。まず、今はつきり孤児としてわかつている、両国政府が認めている日本人、これはやはり早期にぜひとも解決をしていただきたいのでございます。そのほかに

も潜在的にたくさんおられる。言つてこれだけだけ、自分で身元を隠したままで、中国社会に溶け込んでおられる方がたくさんおられるんです。そういう方も含めて、その後の問題も考えていただきたい。

身元の未判明の日本人孤児の永住帰国の道があるはずですね。親がわかつて帰ってくる人、親がわからなくて今中国に再び帰つておる人、また、まだ親捜しに來てないけれども、日本人であるという事で、日本に、祖国へ帰国したい人。本当に大臣、藩陽に私も行きました。それから遼寧省各地へ行きましたが、孤児は祖国日本に帰るといふこと、日本のことを一生懸命朝から晩まで考えていると言つていいんです。ラジオも日本のラジオが聞けますしね。その中で、その思いを本当に四十年経ててきているわけでしょう。これからは続けていくということですね。私は、「祖国」という言葉をこれほど重く聞いたことはないんです。日本の国内では「祖国」という言葉は余り聞かれなくなつておりますけれども、本当にその人たちは心の底から日本を祖国と思ひ、祖国の空をにらんで毎日暮らしておるんです。ひとつこの心情を察していただきたい。我々行きますと、あちこち通るであらうという道路に立つて待つていますね。そして宿舎へ行きますと、中へ入れないものですから、玄関で何人か集まつています。そして、そういう情報は日本人孤児の間にすぐ伝わつて、どこへ行くはずだということを聞いて、そこに立つて待つていて、こういう状態なんです。これをひとつぜひとも察していただきたいんです。身元未判明で永住帰国できる道があるわけですから、それをひとつ促進をしていただいで、民間のボランティアで身元引受人があれば帰れる道があるわけですね。その関係の旅費あるいは身元引受人の手当等の予算化がどのように行われているか、またその執行状況はどうなっているか、お伺いいたします。

○入江政府委員 肉親が見つからなかった孤児の訪日につきましては、ことしの三月に交換されました口上書で、日本政府は受け入れるということ

になつておりまして、現在、どういう手続で訪日調査を認めるかということの日本側の案を中国側に対して投げかけておりまして、中国側は現在それについて検討しておるといふ段階でございすので、できるだけ早く結論を出してもらふように中国側に働きかけていきたいと思ひます。

そういうような事情でございまして、現在のところ、まだ予算執行という段階に入つておりませんが、御質問がございましたので、五十九年度予算で計上しております身元未判明孤児に関する予算を申し上げますと、約三千三百七十万ということになつております。その主な内訳は、帰国に要する旅費、それから帰つた当座差し上げる帰還手当、要するに立ち上がり資金でございすね。そのほかに、今お話しのごさいます引き受けてくださる方に対する引受手当等でございます。それで、この三千三百万の想定しております対象数は三十二世帯、百四名ということになつております。

○塩田委員 この予算は五十八年度も計上されておりましたですね。

○入江政府委員 されておりました。

○塩田委員 五十八年度も五十九年度も計上されておられるけれども、いまだ一銭も使われてない、こう考へていいですね。

○入江政府委員 そのとおりでございます。

○塩田委員 大臣、このとおりでございます。口上書がことしの三月十七日に日中兩國間で正式に交換されながら、どうしてそれが実行に移せないのか。どこにネックがあるのか。私は、実はことしの三月、口上書が交換されるのを一日千秋の思いで去年一年間待つたのです。今にもあるように、去年一年間と言われたものだから、待つておつた。口上書が交換できれば直ちにこれは動かせるのだ、執行できるのだ、実現するのだということと待つておつた。そして一年かかつて口上書が交換されたのに、いまだにこれが実行されないというのはどういふことなんでしょうか。何がネックですか。

○入江政府委員 三月十七日に口上書が交換されました、それを具体的に実施する方法につきましては、五月上旬でございすか、こちらの担当者が中国へ行きます、大使館の担当者や打ち合わせをしまして、その案は直ちに中国側に提示されておるわけでございます。その中国側が、五月上旬にこちらが提示した案を現在検討しておるといふことで、それについての検討結果を示していただいてないということ、したがって、向こうから問題があれば問題があるということをやつてくるのだらうと思ひますけれども、そういううなののが現状でございす。

したがって、在北京の日本大使館を通じて、中国側の返事、結論をブッシュいたしました。できるだけ早くこの未判明孤児の訪日ということを実現したい、そういうふうな努力していきたいといふふうに考へております。

○塩田委員 大臣、このことをよくお考えいただきたいと思ひます。私も実は、これは具体的に名前を出せば、國喜鳳という人とは、前々から、このようになるからもうちょっと待つてくれと言つて話をして、ずっと手紙をやりとりして一年以上たつておるわけですね。これに乗れるから、予算化もしてあるからということと話してある。本人はそのつもりで待つておられるけれども、いまだに実現しない、どうしてですかという問い合せなんです。何回も来ています。日中関係は今友好関係で最もいい状況だと思ひます。これは大臣、何とか外交ルートも通じ、この問題を早期にひとつ解決していただきますようにお願いをいたします。

このほかに別のルートで、中国にいながら日本人孤児証明書を持つておつて日本の国籍を取得して、既に何人か帰つてきている人があると思ひます。そういうルートもあるのです。これはどういふ状況になつていますか。

○入江政府委員 ことしの春ごろから、御本人は中国にいます、こちらで代理人を立てまして、今お話しがありました孤児証明書を資料にしま

して、日本人であることを家庭裁判所に申し立てて就籍した方が七月現在で四名ありますが、そのうち二名の方は日本に帰国しております。こういう代理人による就籍という方法がことしの春にとられる以前に、身元のわからない孤児が親を捜すために自費でこちへ来まして、それで就籍手続をとった者は十一名という現状になっております。

○塩田委員 大臣、このようにいろいろなルートがあり、予算化もされながら、本当に一人、二人とか、まだ全然予算化されても動いてない、こういう状況でございます。ボランティアの人たちは、身元引受人になろう、また帰ってきても言葉の問題から習慣の問題から就職の問題まで世話をしようという人たちはたくさんおられるのです。しかし、両国間の口上書があり、そして手続、方法がちゃんと決まるまで待ってこれ、こう言っているのですが、いつまで待たされるんだという事なんです。私は、責めるわけじゃございません、ぜひともこれを円滑に実行して実効を上げていただきたいということをお願いをするために申し上げておるわけでございます。

それから、養父母の扶養費の問題、これもまだやっぱりひっかかっておるのじゃないでしょうか。基本的には話がついても、額その他で、これはどうなっていますか。

○入江政府委員 養父母の扶養の方法、額、支払いの方法等についても、先ほど申し上げました未判明孤児の訪日手続等向こうへ提示した際に向こうにお示ししているわけでございます。それについての返事も現在のところ来てないということでございます。

○塩田委員 最後に、帰国後の中国残留日本人孤児の定着対策、それから実態調査ですね、その後のアフターケアといえますか。フォローをどうしておられるのか、そういう問題。また、中国へ日本側が行って現地調査をして、面接もして、またテレビ、写真等を撮って日本へ持って帰って、それをまた肉親捜しの材料にする、こういった計画も

あったと思いますが、そういった問題がどうなっているのか、どういうお考えをお伺いいたします。終わります。

○入江政府委員 こちらへ帰ってまいりました孤児の生活実態でございますが、一昨年五十七年の六月に、五十年以降に帰国しました六十八人の孤児について実態調査を行っておりますが、その概要を申し上げます。帰国当時はほとんどの世帯が生活保護を受けておりましたが、二、三年を経過しますと日本の社会生活にもなれてきてまして、日本語の会話も基本的な部分はかなりマスターして、就労などしておるわけでございます。また三、四年たちますと、三分の二の世帯が生活保護から脱却して自立していております。

このほか、使用している住宅の状況なんかを見ますと、七〇％ぐらいの者が公営住宅に入っております。就労している者は、孤児の男性で見ますと七割程度の者が就労しておりますが、現在就労している仕事にまあ満足しているというものが八割程度というのが現状になっております。

なお、孤児の生活実態については、本年度、改めてまして、帰国しております百八十七世帯全世帯について調査を行う予定にしております。現在、その項目を検討中というところでございます。それと、あと帰国後の定着対策でございますが、これにつきましては、先生が昨年も御指摘になつておられますように、四十歳以上になりますと、思想も生活習慣も全く中国人になり切つていという御指摘もございましたように、非常に難しい問題でございますが、幸いことし二月に所沢に帰国者の定着センターができました。そこで四か月間、日本語と生活習慣をミックスした集中研修をやっております。これまでに卒業生がかなり出ておるわけでございますが、これまでに入所したのは二十一世帯、百八名ということでございます。あした退所する人間を含めまして八十六名が退所するということになっておりますが、この人方は、すべて私も会っておりますけれども、やはり一日六時間、少人数編成でかなり集中的に

やっておりますので、効果は上がっているのではないかとこのように考えております。それで、これで四か月の研修を終わりますと、いよいよ肉親の地元へ帰るわけでございますけれども、そこでは生活指導員というものが一年間つきまして、週に一回ずつ生活相談に応じるというのをやっております。あと公営住宅のあっせんなり職業訓練あるいは職業あっせんは都道府県を通じてやっておりますというのが現状でございます。

○塩田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○有馬委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後一時三十分開議

○有馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、保健所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池端清一君。

○池端委員 保健所は、今日まで我が国の公衆衛生行政のセンターとして、保健予防なり、公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてこられましたことを高く評価するものでございます。しかしまた、大変な課題も山積いたしております。老人保健の問題なり母子保健の問題、保健所がやらなければならない課題も大変多いでございます。

大臣は、去る七月十二日のこの社労委員会において、我が党の村山議員の質問に答えて、今後とも保健所行政を強化していきたい、こういう趣旨の発言をされました。健康保険法改正案の附帯決議にもそのことがうたわれているわけでございます。そのことと今回の法律改正とがどのように結びつくのであろうか、その辺に私は若干の疑問

を感ずるわけでございます。

今回の改正案は、臨調答申に基づく補助金削減の一環として出されてきたものであり、むしろ保健所の活動強化ということには逆行する内容になっているのではないかと、こういう懸念と危惧を持つのでありますが、その点についての御見解を承りたいと思います。

○渡部国務大臣 池端先生から御指摘ございました。保健所に対する今後の地域社会における健康センターとしての要望、これはますます強まるばかりだと思ひます。先般も申し上げましたように、今後、厚生省は健康増進運動、国民の皆さんのよりすばらしい健康を生涯守り抜いていくという大きな責任に立っておりますから、その仕事を地域社会における最前線で行わなければならないのが保健所でございます。したがって、地域社会、地方公共団体の実情に応じた自主的な運営というものが、地方に力の入れがいのある弾力的な運営というものが期待されるわけでございます。

そういう意味では、今回、私も、定額で必要な費用を出して地方自治体の皆さんの活動というものをやりやすい条件をつくるということ、は、必ず今後お役に立っていくと思ひます。

ただ、先生、予算が減らされるのではないかと御心配でございますけれども、御承知のように五十九年度予算はゼロシーリングという大変厳しい情勢でございましたが、三十五億円の増額をして、今後の老人ヘルス事業等を積極的に進めてもらいたいということで、この姿勢は私も今後変わりなく続けていくものと思ひます。

○池端委員 ただいま大臣も言われましたが、今回の改正の趣旨というものが、地方公共団体の実情に応じて保健所の自主的、弾力的な運営を促進する、そして地域における保健事業の充実強化を図るんだ、こういうことがうたわれ、今大臣もそういう趣旨の御答弁をされたわけですね。

そこで、今度の補助金制度が交付金制度に改変されるということが、なぜ保健所の自主的、弾力的な運営を促進することになるのか、あるいはまた

地域における保健事業の充実強化になるのか、その辺をより具体的に御説明を願いたいと思うのであります。

○吉崎政府委員 実は私も、ある県で厚生部長としてお世話になったことがあるのでございますけれども、そのときの経験も踏まえまして、ただいまの点にお答えしたいと存じます。

例えば、従来の方式でございますと給与費、旅費等の、そういう間の費用というのが制限がある。それからまた、人につきましても職種の定数がございまして職員の配置が固定化しがちである、こういうことがございました。また、こういうことをやりたいなと思いましたが、事実問題といたしましては、補助制度がないということでは困難なこともございました。そこで、交付金ということになりますと、保健所の運営につきましても地方公共団体の判断に基づいて充当することになりますので、職種の職員の配置でございますとかそういうことが地域の実情に応じて行える。それからまた、健康需要は地域によってかなり差がございまして、そういう需要に的確にこたえていくことができる。このように、今回の措置によりまして自主的、弾力的な保健所の運営が可能になり、保健サービスの実質強化が図られるようになるかと考えておるものでございます。

○池端委員 確かにメリットの点もあると思うのでありますけれども、しかし、例えばこういう制度になりますと、従来きちんと定数を確保しておいたものがパートでやるといふような、人の採用の問題についても安上がりと言つてはちょっと語弊がありますけれども、そういうような傾向に流れていく危険性もあるんじゃないか。そういうデメリットといふんですか、そういう危険性があるというふうには私は考えますが、その点はいかがでしょうか。

○吉崎政府委員 冒頭に先生からもお話しがございましたけれども、高齢化社会の到来は必至でございますし、一般的に健康に対する需要というものが今後ますます大きくなっていく、これまた

必至であると思うのでございます。そのときに、お話しにございましたように健康対策が低下するようないことがあつては、これはもうまことにもつていかぬわけでございます。私どももいたしましては、お話しにございましたようなことがないよう、十分都道府県を指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○池端委員 次に、今回改正されます保健所運営交付金の性格について、確認の意味も含めまして何点かお尋ねをしたいと思ひます。

まず一つは、保健所運営交付金の性格は、厚生省が所管する交付金であり、交付事務については厚生省が担当する、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○吉崎政府委員 お話しにございましたように、一般財源ではございませんで、厚生省が所管する交付金でございますから、交付事務を厚生省が行うことになつております。

○池端委員 次に、この交付金は、補助金のよう保健所運営費以外には流用できない、流用禁止である、こういうふうな考えでよろしゅうございませうか。

○吉崎政府委員 今回の改正はいわば補助方式の改正でございます。保健所運営費交付金は、通常の補助金と同様に地方公共団体に交付される国庫支出金でございます。地方公共団体が行う特定の事業の経費に対する国の財政援助の方法でございます。したがって、この交付金は、一般財源とは異なりまして経費の支出の使途が特定されております。保健所費以外には支出することはできないものでございます。

○池端委員 東京などは地方交付税不交付団体、こういうふうになつておられますが、こういう不交付団体に對してもこの交付金は現行補助金と同様に交付されるもの、このように解してよろしゅうございませうか。

○吉崎政府委員 先ほども申し上げましたように、通常の補助金と同様に地方公共団体に交付される国庫支出金でございますから、地方公共団体

が行う特定事業の経費に対する国の財政援助でございます。そこで、地方交付税不交付団体に對しても交付されるものでございます。

○池端委員 次に、この交付金は、人口及び面積と地理的事情、保健所運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準によつて交付する、このように規定をされておりますけれども、どのような基準をお考えになっておられるのか。政令の中身についても明らかにしていただきたいと思ひますし、現行の補助金実績を下回らないものである、こういうふうな確認してよろしゅうございませうか。その点をお伺いしたいと思います。

○吉崎政府委員 交付金の総額の約七割につきましては、保健所活動の必要性を反映いたしますところの人口と面積、お話しにございましたけれども、それに基づく案分によりまして交付額を決定する考えでございます。残りの約三割につきましては、人口と面積は捕捉し切れない地方公共団体の特定の事情がございします。例えば離島、僻地に対する特別のサービスでございしますとかそういうものがございします。そういうものを勘案をいたしまして調整額として交付をいたしたい、このように考えておるのでございますが、そこで従来の補助金の交付額との間に激変があつてはいけません、そういう保健所の運営に混乱を来してはいけません、そういう配慮をしなければいけないと考えておるわけでございます。

先ほど大臣からお答え申し上げましたが、約三十五億円の増額をいたしておりますので、まづは前年度以下になるところはないのではないかと考えております。

○池端委員 従来までの保健所運営費補助金制度というものは、保健所の基本財源として大変重要な役割を果たしてきたと思ひます。ところが、今回のように交付金制度ということになりますと、知事や市長や区長さんといったようないわゆる首長の裁量権が働く余地が出てくる。それ

だけに、首長さん方の保健所行政に対する姿勢によつてはむしろ後退するおそれなきにしもあらず、こういうふうには私は思ひます。この点について厚生省、どう考えていますか。こういうような後退を招かないための地方公共団体に對する適切な指導というものがより重要になつてきてゐるのではないかと、このように私は考えるわけでありまして、この点いかがでしょうか。

○吉崎政府委員 先ほども申し上げましたように、県民、市民の健康サービスに對する需要、これは今後ますます増大すると思ひますので、お話しになりましたように、よもやサービスが低下をすることがありませんように、諸般の機会をとらえまして十分指導をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○池端委員 最近の地方における行政改革の問題として、実は保健所の統廃合ということが一つの大きな目玉になつてゐる、重点になつてゐるというふうな思われるような節がございします。

例えば静岡県の例でございします、ことしの四月一日から三つの保健所が支所化をされました。例えば下田というところは日本でも大変有数の観光地でございまして、保健所の活動というものはより強化されなければならぬというところが支所化をされる。あるいは長崎県においても、これはまだ最終決定ではございませぬけれども、知事の諮問機関である委員会が三つの保健所の統廃合を打ち出して、これまた統廃合への動きが今徐々に起こつてきてゐる。こういうふうには、保健所の統

廃合ということが最近全国各地で起こつておるようでございます。これは、先ほど大臣が言われた保健活動を強化し、保健所の充実強化を図るといふことには逆行する、むしろ後退する傾向にあるのではないかと、こういうふうには思ひます。

今回の措置がこういった公衆衛生行政の低下に

つながるものではないと局長、明確に断言できずか。私は、最近の各地における状況を見ると非常に危惧の念を禁じ得ないのでありますが、この点はいかがでしょうか。

○吉崎政府委員 保健所の今後の運営についてちょっと申し上げておきたいと思うのでありますけれども、お話しのごさいましたように公衆衛生行政の中心機関でございます。一方、各地域の健康に対する需要がいろいろ多様化してきておりまして、包括的な健康サービスは今後考えていく必要があると思っております。そのときにいろいろな意味で保健所の再編成ということも考えていく必要があるのではないかと実は思っておりますのでございまして、そのときに健康に対するサービスの水準が低下するということは万々あってはならないことでありまして、県民、市民の期待にこたえすためにも、あるいは私ども国民の期待もそうであると思っておりますのでございすけれども、向上を図るためでなければならぬと思っております。

確かに静岡県でそういうことがございましたことは承知をいたしておりますけれども、そのときにも保健水準が低下することは万々ないだろうという指導をいたしておるところであります。が、今後とも保健サービスの向上が図れますように十分指導してまいります所存でございます。

○池端委員 抽象的な回答はそれなりにわかりますけれども、これは具体的な御指導というものがより必要だと思っております。今局長が再三言われておりますように、いやくも公衆衛生行政の低下、後退につながるような措置は断じて行わないということを確認にしておいていただきたい、このことを強く要望しておきますのでございす。

さらにお尋ねをいたしますが、今回の交付金化、交付金制度ということによりまして、従来固定的でございましたものがいわばつかみ金的なものになってまいる。そうすると、今全国の保健所行政にはいろいろな格差があるわけでありま

が、こういう措置になればより一段と格差が広まってくるのじゃないか、むしろ厚生省が考えている方向とは逆の方向へ行くのじゃないか、そんな懸念もあるわけです。より先進的なところはぐんぐん伸びていきますけれども、さっぱりやらないところはますます後退をする、こういう格差が出たのでは大変なことになるわけでありますから、そういう格差を生じさせないためにどういう方策を厚生省としてはお考えになっておられるのか、その具体策をお示しいただきたい、こう思うので

○吉崎政府委員 お話しのごさいました点はまさに重大な点であると思っております。今回の改正のねらいの大きな点が、各地域の実情に応じた自主的、弾力的な運営を促進するというところにあるのでございまして、そのときに、全体として保健サービスの水準が下がったのでは何にもならないということでございます。

そこで、具体的ということでございますけれども、大体三つの点で考えておるわけでございます。一つは、老人保健事業を初めといたしまして市町村事業に対する指導と協力を十分にやるように、それからまた、今後精神衛生、難病対策など高度の技術を要する保健サービスも重要になってまいりますが、これはみずから十分にやるように、それから、先ほども申し上げましたけれども、保健と医療、福祉、そういう間の連携につきまして今後一層強化をしていく必要があると思っておりますのでございす。そういうふうに個別に、重点的に事業を推進するように指導してまいります所存でございます。

なお、具体的には、調整交付金の制度がございすので、地域の実情に応じて十分な活動ができるように配慮してまいります所存でございます。

○池端委員 新しい制度に変わるわけでありますので、危惧の念、不安の点は少しでも除去、解消しておかなければならないということで、今少し根掘り葉掘り聞いておくわけでございますが、現行の補助金制度では、補助金に地方公共団体が上

積みをして保健所の運営をしておるわけでございます。今回のように交付金制度に変わった場合、果たして地方公共団体が従来どおり予算措置を講じて活動をするであろうか、その点も問題があるような気がするわけでございます。仮に予算措置を講じたとしても、逐次それが縮小されていく危険性はないのだろうか、こんな点で私の脳裏に心配の念がよぎるわけでございますが、こういう点について厚生省としてはどういう措置なり御指導をなさろうとお考えになっておられるのか、その点も改めてお聞きしたいと思います。

○吉崎政府委員 ただいまの点でございますけれども、補助方式は変更いたしました、事業は従来どおりやるわけでございますし、たびたび繰り返しますけれども、ますますこの仕事は重要になってくるわけでございますので万々後退ということはないと思っておりますが、なお今回の措置といたしましては補助金の増額も図っておるところでございます。それからまた、先ほどの調整交付金の制度もございすので、そういうところを通じましてサービス水準の向上を図ってまいりたいと考えております。

○池端委員 今回の改正案によりまして、附則の第五条で、地方財政法の第十条を改正されることになっておるわけでございます。裏負担とも言われます地方交付税の措置の根拠というものが、地方財政法第十一条の二による義務的措置から実はず外れることになるわけでございます。これについては私どもとしてはぜひ従来どおりの算定とすべきだ、こういうふうに考えておるわけでございますが、この点についてはいかがでしょうか。これは厚生省、さらにきょう自治省もおいでと思ひますが、自治省からも御見解を承りたいと思ひます。

○吉崎政府委員 ただいまの点は地方財政法上は御指摘のようなことになるわけでございますけれども、保健所の運営は地方公共団体におきます保健衛生行政の中心的な事務でございますし、かつまた、全都道府県でひとしく行われているもので

ございすので、この事務に要する経費につきましては、地方公共団体の標準的な行政に係る財政需要として、地方交付税の基準財政需要額に算入されることが必要である、このように考えております。この点につきましては、地方交付税法を所管しておられる自治省とも意見が一致しておると承知をいたしております。

○小林説明員 従来、保健所の運営費につきましては交付税で措置してまいりまして、細かく言いますと単位費用のところが必要の方を見まして、歳入の方で補助金を引くという形にいたしております。一部今年度交付金化いたしました、算定方法は従来と変わりません。今後とも必要な経費につきましては交付税措置をとっていく考えでございます。

○池端委員 この点について重ねてお尋ねいたしますけれども、地方財政法第十六条は任意の奨励的な補助金、こういうふうにならわけておるわけでありまが、都道府県など地方公共団体が措置した部分に対して地方交付税の基準財政需要額に算定をする、都道府県など地方公共団体の保健所運営に支障を来さないように措置する、こういうふううに確認してよろしゅうございすか。

○吉崎政府委員 そのように私も考えております。

○小林説明員 必要な経費につきましては交付税措置をとってまいりたいと思っております。

○池端委員 次に職員の問題でございますが、従来の保健所運営補助金による国の予算定数は約二万人、こういうふう聞いております。これは保健所補助対象職員約二万五千人の八〇％に相当するわけでございます。ところが、今度交付金制度になりますとこれが廃止ということになるわけでございます。これが廃止されますと八〇％の職員定数の基礎がなくなってしまう。私は、これによって大変な問題が出てくるのではないかとこれまた危惧するわけでありまが、これによりまして保健所行政の推進に問題点を惹起しないか、この点についてはどのような対応を考えられておられるのか、お

伺いをしたいと思います。

○吉崎政府委員 確かに今回の改正によりまして、保健所職員について定数という考え方がなくなるのは御指摘のとおりでございますけれども、一方、初めの方でちょっと申し上げましたが、職員の職種の固定化等にとらわれることなく、実情に応じて保健所の自主的、弾力的な運営が行えるようになるというのを目指してあるわけでございます。また、そのために、実態との乖離の解消を心がけてまして予算の増額も図ったところでございます。それからまた、今日大きな需要がございます。それからまた、今日大きな需要がございます。それからまた、今日大きな需要がございます。

○池端委員 今局長から答弁がありました。老人の保健事業、老人保健法施行に伴うものであります。が、医療以外の保健事業五カ年計画によりまして保健所の保健婦、精神衛生相談員、理学療法士、作業療法士などの増員、こういうことが考えられているわけでありまして、これについては五十九年度はどういう状況か、今後の見通し、展望、これらを明らかにしていただきたいと思うのです。

○吉崎政府委員 老人保健事業の推進につきましては、お話しのごさいますように計画的に、予算上も特別の交付金として別枠で増額を図ることにしておるところでございますが、五十九年度につきましても保健婦百四十七人、PT、OT六人、精神衛生相談員二十九人、合計百八十二人の増となっております。今後とも、この特別枠によりまして計画的に増員を図ってまいります所存でございます。

○池端委員 定数の問題については、今後ともその増員を図っていくとお話してございましたが、マイナスイリテングという中で前年度比三十三億円の増額を実現をした、先ほどこういうお話もございました。確かに一〇％ですかの伸びでございます。これは大変画期的なことだと思っております。この状況は今後ともぜひ堅持をさせていただき、こういう方針であるかどうか、改めてお聞きをしたい。

○吉崎政府委員 保健所行政は大変大事な行政でございます。一般交付金につきましては毎年増額するという性格のものでございせんけれども、計画的に推進をしております。老人保健事業につきましても、お話しのような精神は、私どもも全く同じでございます。増額を図ってまいりたい。

○池端委員 現在、保健所の数は全国的にどういう状況になっておりますか。その実態を明らかにしてください。

○吉崎政府委員 現在八百五十五カ所でございます。

○池端委員 保健所の設置については設置基準というものがあろうと思うのですが、その設置基準はどういうふうになっておりますか。

○吉崎政府委員 まず、人口おおむね十万人を基準として設置をしておりますけれども、一方、今日、人口のみではなくて交通事情あるいは保健医療施設の状況、それからまた人口の分布状況、そういう地域の特長事情を考慮して設置をする、こうなっております。

○池端委員 今言われたのは保健所法施行令の第二条のところでございます。保健所は、人口おおむね十万人を基準として設置するものとする。但し、交通事情、他の官公署との関係、公衆衛生

状態、人口の分布状態等を考慮し、特別の事情があるときは、この限りでない。こういうことですね。この設置基準に照らして見て、現在、全国八百五十五カ所ですかの保健所の設置状況というものはどういふふうなものか、これで十分なものかどうか設置基準に照らしてみても十分であるとか、要するにこの設置基準を満たしているとお考えかどうか、この点を承りたいと思うのです。

○吉崎政府委員 保健所の管内の人口あるいは管轄している面積その他いろいろなものがございますけれども、まずはおおむね適正に配置をされておると考えております。

○池端委員 おおむね適正に配置されている、こういう漠然たる御答弁ですが、一つ実例を挙げます。例えば千葉市ですね。私が聞いたところでは人口は七十万。この七十万の千葉市に中央保健所と市保健所と一カ所、一つしか設置されてない。こういう状況はどうですか。

○吉崎政府委員 確かにいろいろございまして、お話しのごさいます千葉中央保健所はことしの四月一日現在で七十四万七千人、一番多いのでございまして、島根県の黒木保健所は一万、これが一番少ないのでありますけれども、いろいろな事情がございまして、千葉市におきましては五十八年度末に四カ所の市町村保健センターを設置いたしました。そして、この保健所活動と相まって市民への保健サービスを行っておるところでございます。そのようにいろいろな事情がございまして、もちろん一〇〇％満点だとは考えておらないので、おおむね適正、こう申し上げたのでござい

ます。

○池端委員 いろいろな事情があるというふうに言われればそれまででございますけれども、明確に設置基準もあるわけですよ。局長は、一万人のところに設置するところがあることを言われました。それは結構なことだと思ふのです。しかし、今私は千葉の例を申し上げましたけれども、そのほかにも、人口五十万人のところでも二カ所、あ

るいは、具体的な地名は申し上げませんが、四十万人のところでも保健所が一つしかないというように、全国見ますと大変アンバランスといえます。設置基準の要件に合致していない。必ずしも交通事情云々だけの問題ではないに、その自治体における保健行政の姿勢がそこにあられておるのじゃないかというふうに見受けられるところが多々あるわけでありまして、こういう状況では、先ほど大臣が言われたり局長が言われておったようないわゆる公衆衛生行政の推進、真に住民に密着した保健所行政というものが推進できるかどうか、大変疑問しいと私は思うのでありますけれども、その点はいかがですか。

○吉崎政府委員 全体で見ますとたしか今日十三万人程度に一カ所であったと思ひますけれども、お話しのごさいますような不均衡が確かにございます。特に大きなところにつきましては、都道府県と市、そういうところとの関係もございまして、お話しのごさいますような住民に密着をいたしました、地域の実情に応じた保健サービスのあり方についていろいろと協議が行われております。私どももいたしましては、そういう協議の状況を見まして適切に対応してまいります所存でございます。

○池端委員 実態はいろいろなばらつきがござい

ます。施行令が単なる絵にかいたもちに終わっているのではないかと、これについてはやはり十分適切な指導というものをお願いをしたい。

そこで、今後の保健所の活動強化の具体的な対策といえますか、いろいろうたわれておりますけれども、集約して、今後の保健所行政の強化の写真をひとつここで示していただきたい、こう思うのです。

○吉崎政府委員 まず目的は、何よりも地域地域の健康需要に適切に対応していくことだと存じます。そのためには、やはりこれは一つの事業でございますから、人材の確保が一番大切であると思ひます。保健所協議会におきましてもみずから研

究会等を開催いたしておりますが、私どもといったしましても、いろいろな方途を通じて保健所の能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

それからもう一つは、地域地域の実情に応じた健康行政の包括化を図っていく必要があるかと思っております。健康の増進から医学的リハビリテーションまでのいわば広い意味での医療に関する包括化と同時に、今後の社会の特徴が高齢化社会でございますので、社会福祉との連携を強化する必要があります。医療機関との連携のほかにもそういう方面とも連携をして、包括的な住民サービスができるようにやっていく、これがビジョンでございます。

○池端委員 ビジョンというのには極めてあいまいな、と言ったら失礼かもしれませんが、どうも抽象的な御答弁のように受けとめました。しかし、先ほども言われましたように、保健所の活動というのは、本当に地域の中核的なセンターでございます。より充実強化をしてもらいたい、強く求めておきたいと思うのであります。

制度が変わって交付金制度となった場合、地方公共団体が判断すれば保健所を増設できるものだ、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○吉崎政府委員 まず、保健所の新設につきましては、先ほど先生がお話しになりましたような基準があるわけでございます。交通事情の改善、施設やマンパワー、いろいろなことがございます。そこで余り分散をするということも、マンパワーもまた分散をいたしますので、適切なサービスが提供できるかどうか、その辺を十分勘案する必要があります。先ほど来のお話にもございましたけれども、人口規模の非常に大きいところもございまして、そういう万般の条件を総合的に検討いたしましたので、再編成を行うに際しまして新設についても検討してまいりたいと考えています。

○池端委員 現行の補助金制度というのは、たしか昭和三十九年の、保健所において施行される事

業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法、これによって保健所の運営費補助金制度というものができたのではないかと、私はこう理解しておるわけでありまして、これは従来から知事会なんかからも強い要望がございまして、地方交付税回しとすべきだという意見もあつたように聞いておるわけですから、しかしそういうことでなしに、保健所をきちっと充実強化するために補助金制度というものが最も適切なんだということ

で、我々も厚生省にも今日まで強く要求してきておつたわけでありまして。ところが、残念ながら臨時調答申によつてこういうような制度に変えられた。私は冒頭にも言いましたように、これは臨時調答申に基づく補助金削減の一環であつて保健所運営の合理化をねらうものではないか、そのことを一番危惧するわけでありまして。職員なんかについても、従来固定的であつたものが今度はそうではなくなる、安上がりな安易な運営に堕していくのではないかと、そのことを私は非常に心配しておるわけでありまして。しつこいようでありましてけれども、そういうような事態は絶対招かないという決意のほどを、重ねて大臣からお答えを願いたい、こう思うのです。

○渡部国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、厚生省は、国民健康づくりに対策の推進というところで、ライフサイクルに応じた地域、職域を通ずる健康増進、疾病予防等総合的な健康づくりの対策の推進、これは二十一世紀に向かっての私どもの大きなビジョンであります。これをいけば最前線で頑張つてくれるのが保健所でございます。その保健所の活動が後退するようなことはあつてはならないことでございまして、先生の今までの御指摘、事細かにちょうだいいたしました。これを十二分に私も肝に銘じて、そういう心配のないように努めてまいります。

○池端委員 厳しい財政状況下にあつて、昭和五十九年度は三十五億三千万円の増額、さらに老人分に関する増員として、合計百八十人の増員を実現することができた。それは私はそれなりに評価

をいたします。五十九年度に限らず、今後ともこういう方向に向けて厚生省が全力をぜひ傾注していただきたい、そのことを強く強く要望しまして、私の質問を終わります。（拍手）

○稲垣委員長代理 河野正君。

○河野（正）委員 きょうの法案の改正の趣旨が、御案内のように今までの補助金制度が交付金制度に変わる、それが大きな柱ですが、そのことが今後の保健所の運営にどういった影響を及ぼしていくのか。

御案内のように、今日の保健所は、かつてなかったようないろいろな面で大きな役割を果たさなければならぬ。成人病対策あるいは精神衛生対策もそうでございますが、非常に多様化した食品衛生対策あるいは新しいところでは公害問題、それからさらには老人保健、保健所が昭和十二年に発足したわけですが、こういうように非常に拡大をされてきておる。また重要性を帯びてきた。ですから、そういうような保健所の使命、役割というものを対して、今度の補助金制度というものが交付金制度に変わつて、そしていささかでも使命、役割を果たすためにマイナスになる、先ほど前委員からいろいろ話がございましたが、交付金制度になつたために弾力的運営ができるといふ主張もございましたけれども、そのことが結果的には業務に枠をはめていくというようになつてくるかも知れないということですから、この法案が本当に、さらに役割、使命を大きく持ちつつある保健所運営に対して、これは政府が提案されたわけですから、それはメリットがありますよ、こうおっしゃるわけでしょうけれども、一応その辺からお尋ねしてまいりたい、こういうふうに思います。

〔稲垣委員長代理退席、丹羽（雄）委員長代理着席〕

○吉崎政府委員 お話しのごさいましたこと、まことにごもっともだと存じます。保健所の役割が今後ますます重要になってまいりますことはもう

御指摘のとおりでございますし、補助金から交付金に変わったというお話でございますが、補助の仕方が変わったわけでございます。依然として補助金の交付をいたしまして、従来のように定率ではございませんけれども補助金の交付をいたしまして、一層充実強化を図るためにこういうふうな改革を行ったわけでございますので、御指摘もございましたように一層充実強化に努力をする所存でございます。

○河野（正）委員 充実強化に一層努力するというところでございましたが、それなら具体的にどういう努力が行われるのか。ただ、ここで、努力をいたしますだけでは話にならぬ。私どもはやはり、後ほどいろいろ論及してまいりますけれども、まだ今の保健所の運営についてはいろいろ問題がある。局長はさあつと偉くなつたから余り御存じなからうけれども、私どもは田舎で開業してずっとやってきておるから、そういう意味では、実情については少なくとも局長よりも私の方が詳しいと思つておる。そういう点についていろいろ触れたいと思つて、そういう意味で、今の保健所運営についてはいろいろ欠陥がある。私どもは、やはりこの欠陥というものは除去してもらつて、そして保健所運営というものを今日のいわゆるニーズに合うように完璧なものにしていただきたいという立場があるものですから、そういう意味で、具体的に今度の制度が改革されることによつてどういふふうに充実されるのか、その辺をひとつお聞かせいただきたい。

○吉崎政府委員 私も、実は先ほど申し上げましたけれども、四年ほど、ある県のお世話になつておりました、保健所の運営にはかなり苦労をした経験もないことではない。それで、今回の措置によりまして、非常に具体的には、例えば従来の定率でございまして職種をきちんと決めてやりますものから、何か新しいことをやるためにこういうふうな人員構成にしたいと考えましても、これはなかなか難しかったわけでございます。それからまた、実施いたします事業につきま

しても、これは補助の対象になっておらないとか
そういういろいろな議論がございまして、予算化
には随分苦労した経験がございまして、

このたびの変更にしまして、地方公共団体の
自主的な運営、弾力的な運営ができることになり
ましたので、地域、地域によって特徴がございま
す。この必要に的確にこたえられるようにな
る、これが一番大きな点ではないかと考えておる
ところでございまして。

○河野(正)委員 先ほど池端委員とのやりとりの
中で、私もはさばさ聞いておいて、いささかど
んなものだろうかと思つたのですが、例えば設置
基準についてもこれは施行令で定められていると
ころですね。ところが、昭和二十二年、この保健
所法が抜本的に改正されました。そして、兩
後のタケノコと言つたら悪いですが、非常に、今
にたくさん保健所が設立された。そして、今
の社会というものは非常な変革を重ねて変革が行
われたということで、この設置基準とは全く関係
なく、まだ依然として保健所がそこにある。行政
区も違ふんですよ。そういうところにはつんと保
健所が今なお残されておる。この設置基準はなる
ほどともですけれども、ところが、今申し上げ
ますように行政区も違ふところにはつんと保健
所が残されている。こういうところがあるんです
よ。だから、もし設置基準がそうであるならば、
設置基準に合うように速やかにそれを移転させる
とか何とかの勧告、助言というものが行われなけ
ればならないのじゃないか。

○吉崎政府委員 ただいまの問題でございすけ
れども、先ほど池端先生にお答えいたしました
とおおむね適切と申して申し上げたのでござ
いまして、確かに御指摘のございましたように、
再編成する部面もございまして。今後、保健所活動
に応じて再編成が進む過程で、設置の基準に適合
するように指導してまいりたいと考えてございま
す。

○河野(正)委員 先ほど御答弁があったときに私
は非常に気に入らなかつたわけですよ。というの
は、設置基準に基づいておおむね適切に配置され

ておると言うが、ところが全くこの基準と相反す
るような形でばつんと残されておる。それが依然
として今日まで放置されておる。一つの行政サー
ビスですからそこで一番困るのは住民なんです
よ。これでは困ると住民が言つておるわけでは
けれども、依然としてばつんと違ふ行政区に残さ
れておる。

昭和二十二年ごろから保健所が設立されたわけ
ですから、当時はそのとおりだったでしょうけれ
ども、もう三十年あるいはそれ以上たちますと立
地条件が全然違つてくるわけですね。そういう点
が全然改善されないということですから、実は私
どもも大分改善してもらいたいと陳情しておるわけ
です。しかし依然としてナシのつぶてですね。で
すから私が言つたように、局長はさあつと偉く
なられたからそういう下々の実情には疎い。行政
というものは血の通つたものだから、そういう意
味でもう少し、おおむね適当に配置されておると
いうような、おおむねなどという言葉でございま
さないで、そういうことがあるなら直ちに改善する
よという答弁を、大臣はなかなか温情ある答弁が
あるから私も期待するけれども、まずあなたの
御意見を聞いて、最後にひとつ大臣の温情ある答
弁を聞きたいと思つたのです。

○吉崎政府委員 確かに御話のございましたよ
うに、設置をされてから相当の時間がたつて
おりますから、交通事情の変化あるいは市町村の
行政区画の変更というものに追いつかないものが
ある、これは御指摘のとおりでございまして。それ
からまた、新しい保健所行政の展開ということも
ございまして、適正な配置につきまして県に検
討していただく、こう思つております。

○河野(正)委員 再三再四要望しながら県は検討
してないわけですね。それだから厚生省がもう少
し強力な指導を果たすべきじゃないか、そういう
意味でお尋ねしておるわけですね。

住民も困るが、職員も現地に通勤をしておるわ
けですから、そういう職員の諸君にも、おまえ移
つても文句があるかということではいろいろ相談を

して、やはり適切なところに設置がえをしてもら
つて住民のニーズに必ずや、そういうことで
すね。ですから、今の局長の話では、二階から目
薬を差すような話だったから、やはりそういう
ケースがあるなら速やかにそうしないという指
導監督というものを直ちに言うべきではないか。
この点どうですか。

○吉崎政府委員 どういうケースかちよつと私、
存じませんが、例えば福岡県でございまして、木
造の保健所が四つあるわけですね。柏屋保
健所もそうでございまして、その整備計画を現
に県は考えておるようですね。そのときに
、総合庁舎として検討しておると承知をいたし
ておりますが、その配置につきましてあわせて
検討しておるところでございまして。

○河野(正)委員 老朽だけを言つておるわけでは
ないのですよ。先ほどから前委員の方から適正な
配置を基準どおりに行われたらどうか、こういう
話がありましたから、そういう立場から私は申し
上げておるわけであつて、老朽化してあることもそ
のとおりですよ。もう進駐軍当時に建てられた木
造の、たくさんのお客さんが上れば天井が落ち
るといふ状況ですから、そのことも大切ですね
けれども、私が申し上げたのは設置基準について適当
ではないのではないかと、そういう意味で申し上げ
たのですから、ある意味では両方ともあるわけ
です。

そこで、与えられた時間でございまして簡単に
に申し上げたいと思つて、何と申しても、保
健所業務を今のニーズに合った円滑な、円滑な推
進を図つていくためには、仏つて現入れずで
はないけれども、やはり内容が非常に問題になる
と思つたのですよ。それでなければ実際には幾ら名
文句を並べ立てても効果がないと思つたわけ
です。そこで、これは厚生省の資料ですけども、私
もこの資料を見ましていかになものであらうかと思
うような点が何点かございまして。こういう問題が
解決しないと、私は保健所の真の使命、役割とい
うものを果たすことはできぬと思つたのですよ。

○吉崎政府委員 まことに保健所におきましてこ
ろの医師の不足、これが悩みの最大なるもので
ございまして。御指摘のように内容がよくなれば適
切なる保健所行政ができ、お説のとおりで
ございまして。

そこで、法律にありますように保健所長は医者
ですね。これが御承知のように五十八年千五百
九人、五十七年は千六百六十一人で減つてい
るんですよ。こういう状態で果たして保健所業務とい
うものが立派に推進されるのか、こういう点はど
うでしょうか。

○吉崎政府委員 まことに保健所におきましてこ
ろの医師の不足、これが悩みの最大なるもので
ございまして。御指摘のように内容がよくなれば適
切なる保健所行政ができ、お説のとおりで
ございまして。

そこで、従来からあらゆる機会をとらえまして
その充足の努力をしておるところでござい
ます。例えば修学金貸与制度、大学の医学部と保健
所が共同で行う調査研究の実施、衛生学・公衆衛
生学教育協議会を通じての大学との連携の強化等
々を行つておるところでございまして。

○河野(正)委員 これからならわかりますよ。と
ころがこれまでに減つておるわけでしょう。おい
おいふえてきておるとは何ですか。これからふえ
ていきますというなら私は納得しますよ。今日減
つておるとは何ですか。ふえていない、減つてい
るでしようが。五十七年と五十八年を比べると減
つておるのですよ。

○吉崎政府委員 五十八年度が恐らく底ではな
らうか、これからおいおいふえてくる、こう申し
上げたのであります。
一つの事情は、高齢者で退職される方がふえて
くる、一方若い人が入つてくる。五十八年度がそ
このちょうど境目ではないか。これからはおいお
いふえてくる、こう申し上げたんで、今までふえ

てきたと申し上げたつもりではないのでござい
ますが、言葉足らずで失礼をいたしました。

○河野(正)委員 これは算術計算しました、一保
健所当たり一・三人です。そういう事情です
から、医師の充足率が悪いということはつきり
している。現在、保健所であつて、所長は医師で
すから、医師である所長がいなくて、所長があ
るから、これはどうします。

○吉崎政府委員 昨年の十一月現在で約一割、八
十七カ所の所長が兼任となつております。これ
も一般の医師と同様の事情で、今後は大いに充
足が図られると期待してゐるのでございませ
う。この所長の場合には、先ほどもちよつと申
上げました高給の退職者がございまして、若い
方の充足がそれに追いついていかない、こうい
う事情に今日ございます。充足につきまして、
最大の努力を払つてまいる所存でございま

○河野(正)委員 努力するもせぬも、保健所の
所長の医師がおられぬ。所長がいなくて、そ
して二つも兼務してゐるというのです。これで果
たして保健業務というものが円滑に運営でき
るのかどうか。

保健所は、例えば病院のいろいろ立入検査
その他がございまして、それで非常に厳しく
おつしやう。それはそのとおりだと思ひま
す。やはり医師の足らぬところは医師をふや
せと言ふのは、しかしそういう保健所に医師
がおられぬというのとは、どういふことであ
るのか。それは現実には形はおるかかわか
りません。ところが隣の保健所と兼務です。

そういうところがあるから、いわゆる一保健所
たり算術計算で一・三、二名もいないわけだ
というの、御案内のように法律に書いてあり
ますね、性病とか結核とか等については治療
することができると書いてあります。だから、
そういうところに診療しておる手防課長です
か、そういう人もいらつしやるわけですね。そ
れはありがたいです。ところが所長がおられ
ぬのです。そしてやたらと人に対して、私ど
もは悪いものとして監督強化しなければなら
ぬわけですが、例えば医療法の改正、今度

は通りませんけれども、これは病院に対する監督
強化ということがうたはれてゐるが、自分のこ
ろは当然配置しなければならぬ医師を配置しな
いといふ、そういうことはできませんか。大きな
ことと言へますか。

○吉崎政府委員 先ほどもお答えいたしまし
たけれども、お話しにございまして、所長を初
めとしたしまして医師の充足が不十分である、
これが最大の悩みの点でございまして、先ほど
来るお話がございまして、これも、重要な保
健所の業務を遂行するに当たりまして、これは
ことに遺憾なことであると考えております。幸
い、やや事情が好転してきておる向きはござ
いますので、さらに一層の努力を傾注いたしま
して、その充足に努めてまいりたいと思ひま
す。

○河野(正)委員 もう現実にはないわけであ
る。それだからここでもいろいろ言ひまして
も、それこそ老いた者を採るわけにいかぬこ
とは明らかです。それは局長、政府が鋭意その
努力をしてもう以外にはないと思ひます。

そこで、先ほど申し上げましたように、医師
もそうだが、保健所の主な職員の現員につ
いて資料がございまして、単に医師だけじゃ
ないで、エックス線技師も五十七年から比
べて五十八年は減つておられます。それから、
栄養士も助産婦も医療社会事業員もカ
ード管理者も減つておる。こういうように
五十七年度に比べて軒並み減つておる。こ
れが固定しますと大変なことになる。で
ございまして、先ほど質問がございした
けれども、結局、だんだん保健所職員が減
員になるんじゃないか、そういう心配もある
わけですね。

ですから、私は、今保健所というものが地域に
おける公衆衛生その他に非常に大きな役割
を果たしてゐるわけですから、そのために
それに対応する職員がおられなければならぬ
。それが減つておる。医師も先ほど申し上
げたように減つておる。こういう状態で果
たして保健所業務というものがうまくいく
のかどうか、私どもは非常に危惧をするわけ
でございまして、この点いかがでござい

ましようか。

○吉崎政府委員 確かに御指摘のございま
したように、地域地域の事情に合った、それ
に対応した職員の確保、これは非常に大事
なことだと思ひます。

職種間の不均衡はございまして、また医
師のように絶対的に不足して困つておるもの
もございまして、全体で見ますと五十七年度
三万五千四百九十九人、五十八年度三万
五千三百二十二人でございまして、また従
来の補助対象で言いますと、二万五千二百
八十四人に対して、今日のところ大体横ば
い、少しふえておる、こういうことでござ
います。御指摘にもございまして、それぞれ
の事情に合った適切な職種の確保されるこ
とは非常に大事なことでございまして、こ
れをどうやって確保してまいるかと、私
が今申し上げたい要員というものは、大体
保健所において欠くことのできない、エッ
クス線技師、放射線技師もそうです。それ
から保健婦もそうです。これは今の保健所
運営においては欠くことのできない職種
なんです。全体的に数字がどうだからとい
うわけにはいかぬですね。ところが、全体的
にはほかの職員は充実しておつても、医
師がおられなければ何にもならぬであ
らう。ですから総体的にいうわけにはいか
ぬですね。それだけが重要な職場にお
いて、重要な職種において充実をしたら
わななけいばいかぬと思ひます。

そこで、資料によりまして、金額的には
わかりませんが、経費の概要の中で「医師
充足対策費」、これは何ですか。

○吉崎政府委員 先ほど医師の不足が最大
の悩みである、できるだけの努力をして充
足に努めておるところであるとして申し上
げたところでございまして、この医師充足
対策費、これは保健所活動調査費の一環
でございまして、一つは保健所活動調査費
でございまして、これは保健所活動調査費
の一環でございまして、これは保健所活動
調査費の一環でございまして、これは保健
所活動調査費の一環でございまして、こ
れは保健所活動調査費の一環でございま
す。これは保健所活動調査費の一環で
ございまして、これは保健所活動調査費
の一環でございまして、これは保健所活
動調査費の一環でございまして、これは
保健所活動調査費の一環でございまして、
これは保健所活動調査費の一環でござい
ます。

○河野(正)委員 金額はどうなつてお
りますか。

○吉崎政府委員 金額はどうなつてお
りますか。

○河野(正)委員 金額はどうなつてお
りますか。

○吉崎政府委員 金額はどうなつてお
りますか。

○河野(正)委員 金額はどうなつてお
りますか。

保健所まで手が回らぬかも知れませんが、全国で四百七十七万でしよう。一年に何人外遊に行くのですか。

○吉崎政府委員 これは部分的に補助をするわけでございますので、およそ十人ぐらゐを派遣しております。

○河野(正)委員 四百七十七万ですね。それで十名というところ、算術計算して四十七万です。これは外遊だけじゃないでしよう、医師充足対策費といふのは。

○吉崎政府委員 先ほど医師充足対策費につきまして二点申し上げました。一つは保健所活動調査費、これは保健所の業務をよく医学生に知らせる、その魅力あること、仕事の重要性を知らせる、これが四百七十七万一千円でございまして、医師海外旅費は五十五万六千円でございまして、

○河野(正)委員 五十五万六千円で一年間に医師が外遊するといったら、一人かそんなものでしょう。ただ物見遊山、何とかツアーとか何かで行ってさうと回ってくるわけじゃないでしよう。勉強してくるわけでしょう。かなりの日数がかかるでしよう。そうすると一人分じゃないですか。一人分に当たらずね。

○吉崎政府委員 医師海外旅費というのは五十五万六千円でまことに少のうございますけれども、やはり魅力のある事業の一つとしてその予算を確保しておるところであります。そのほかにも、保健所の運営費の中で工面をいたしまして、補助金としてそういう事業をやっておるところでございます。そこでいろいろな方面から総括いたしまして大体一年間に十人ぐらゐ、こういうことを申し上げたのでございます。

○河野(正)委員 これは海外に研修に出かけるわけ、別にぶらつとヨーロッパの銀座通りを回ってくるわけではないでしよう。研究するなりあるいはまた大学なりそれ相応のところへ行つて勉強なさるというところから、五十五万六千円が十人分ということですか。

○吉崎政府委員 そうではないのでございまして、そのほかにも、保健所運営費の中で流用いた

しましたり、その他いろいろなことで、保健所に勤務する医師が一年間に外国視察に行くのが大体十人ぐらゐ、こう申し上げたわけでございます。

○河野(正)委員 そうすると、五十五万六千円が外遊費の基本になる。それで十人行くといふ五万五千円。ですから、外遊すれば少なくともそれは百万近くはかかるでしよう。そうすると、その残った大部分の金を捻出してこなければいけません。その予算を流用していかないでいかなければいけません。そういうことが許されますか。

○吉崎政府委員 これは地方団体も負担するわけでございますので、本人が負担するものではございません。

○河野(正)委員 そうすると、昨年実績はどういうふうになっていいますか。

○吉崎政府委員 ただいま正確な昨年の実績を持ち合わせておりませんけれども、保健所の医師は毎年およそ十人程度視察に出かけております。

○河野(正)委員 恐らく、今おっしゃる通りに、一人が外国に研修に行くには幾らかかるかわかりませんが、そういう五十五万六千円で十人ということですから、基本になる金といふのはほんのわずかなければならぬ。そういうふうな、地方公共団体でも結構ですが、財源を捻出するような方法があるのでしょうか。

○吉崎政府委員 これは都道府県が海外視察旅費として予算化をするわけでございます。それに対して若干ではありますけれども補助をしておる、こういうことであります。

○河野(正)委員 それでは地方公共団体が予算化する、それで厚生省としては五万五千円、それこそおせんべつを包みます、そういうことですね。

○吉崎政府委員 ほかの保健所運営費を流用いたしまして、海外旅費の補助金とする部分もあるうかと思ひます。ですから、およそ十人といふにして一件当たり五万五千円ということにはならないかと存じますが、いづれにせよ、部分的に補助をいたしまして、そして呼び水としてそういうこ

とを実施をしておる、こういうことでございまして。

○河野(正)委員 こういうことに時間を余り費やしたくないわけですが、やはり疑惑は解いてもらわなければ困るので、とにかく局長がおっしゃったのは五十五万六千円でしよう。そのことは変わらぬわけでしょう。だから、あと幾ら要るかは、それは県がやりまうとか、どこからかひねり出してきまう。下手すれば、いろいろな業者団体に對して奉加帳を回すというふうなことも出てきまう。ですから、私どもは、そういうことがあつたら、やはりこの際出すべきものは出して、しっかりと勉強してください、そういう態度を具体的に示さなければいけません、というのですよ。

先ほどから、保健所というところは非常に魅力ある職場だからとおっしゃつたけれども、そのかわりあなた方が外遊するときには五万五千六百円差し上げますというふうなことが魅力になりますか。

○吉崎政府委員 これはどうもまことに少額でございますけれども、都道府県はきちんと旅費規程に基づきまして、海外旅費として予算化をいたしまして支出をしておるわけでございます。

○河野(正)委員 それだから余り最初から大きなことは言わぬで、とにかく保健所の魅力を十分知ってもらつたために外遊させるのです。外遊させるんだつたら外遊させるだけの予算を出さなきゃ、人のふんどしで相撲とるやうに、外遊はさせますが金は別なところからいたしておいでなさい、せんじ詰めればそういう議論ですよ。

いささかわき道にそれ過ぎて時間をとり過ぎました。ですから次に移ります。

もう一例、これはぜひ聞いておきたいと思つたわけですが、「老人保健事業を実施するため、年次計画的に必要なマンパワーの確保及び施設等の整備」その中のPT、OTの問題です。これは、五十八年が八人、五十九年が十四人、そして六十年は何と六十五人になっているのです。こ

いう数字は確保できますか。

○吉崎政府委員 老人保健医療の推進に当たりましては、お話しがございましたように年次計画をもつて進めておるところでございますが、実際上は、理学療法士及び作業療法士につきましては五十八年度に八人、五十九年度に六人について予算措置したところでございます。

そこで、この理学療法士と作業療法士の確保の問題でございますけれども、実は私が第一号の学校の設立のときにその事務を担当しておりました。これが開学始のようなことで非常に大変な事業でございまして、外国人の教師を採用いたしましたり、各方面の御協力をいただきました第一号の学校をやつたのでございまして。そのときに、この理学療法士、作業療法士の将来の養成がどう進むのか、非常に心配であつたのでありますけれども、今日、かなりの数の学校ができてまして、現在なお十分ではございませんけれども、このまま推移いたしますと、たしか六十年の中ほどであつたかと思ひますが、およそ需要と供給が均衡するといふ見通しがついてまいりました。

そこで、今日なお不足ではございますけれども、非常にこれは大事な職種でございますので、都道府県におかれましては、その採用に当たつて大いなる努力をしていただきたいと考えておるところでございます。

〔丹羽雄三委員長代理退席、委員長着席〕

○河野(正)委員 例えは医師の充足数について、とにかく人口十万人に対して百五十、それが既に達成されたということですが、なかなか現状は算術計算どおりにいかぬ。PT、OTの職場というのは局長が考えられるようにそんなに簡単なことじゃないです。これはここに小沢大先生がおられるが、一緒に私どもが立案したのでございまして、今絶対数が足りぬというところで、とにかくあの手この手で大変な状況です。ですから、今六十年半ばには大体余るやうなお話ですけれども、今はそういう状況でないですよ。リハビリは、一般の市町村もそうですけれども、特に開業医の場合

もPTが非常に必要だ、あるいはOTが必要だというところで、このOT、PTを確保するためにはいろいろな職場で非常に努力が払われていますね。ですから簡単に六十五名とおっしゃっても、特に先ほど説明の中で五十九名は六名予算化したと言われども、この資料では十四名になってますよ。そういうことですから、これは尋常一様では目標を達成することは非常に難しいと思いますね。しかし、これは達成していただければ結構なことですから、高い目標を掲げて御努力いただくことは結構なことですから、それは大変難しいとは思いますが、努力してほしいと思います。

そこで、与えられた時間が余りありませんのであとはさっといきませんが、これから先は一般の問題についてちょっと触れてみたいと思います。

保健所の事業は十一項目挙げてありますね。その一項目の中に性病、結核、伝染病という問題が挙げられておりますね。十一項目の事業例について一々お尋ねすることはできませんから、その部分だけ一つお尋ねして、今後保健所業務はますます重要な役割を持つしそのための体制づくりを果たしていただかなければならぬ、そういう意味でその項目だけきょうはお尋ねをしてみたい、こういうふうに思います。

そこで、今は夏ですから、梅雨は過ぎましたけれども、いわゆる食中毒その他が非常に多くなると。この前の熊本県の例からしレンコンは死亡者が十一名と私も聞いておりますけれども、八名という厚生省の資料が出ています。いづれにいたしましてもきのう、からしレンコンの調査検討委員会が発足した、こういうように報道されているわけですよ。まあ大体からしレンコンのボツリヌス菌中毒の状況も終息を見つつあるというように私は思っているわけですが、きのうテレビを見ておたら七人委員会が発足いたしました。どうも対応がいささか遅いのじゃないかという気がするのです。でございますから、その現況と、どういうふうに対応したか、それについてひとつお答えをいただきたい。

○竹中政府委員 からしレンコンによります食中毒でございしますが、六月の下旬に宮崎県、長崎県等で患者が発見されました、それ以降、きのう現在でございしますが、十一名の死者を含めまして三十八名の患者の届け出が報告されております。被害は、九州各地を初めていたしまして全国十六都府県にわたってあるわけでございます。

熊本県を中心にしてございまして現在原因の究明を急いでおるところでございしますが、株式会社三香というところ、これは熊本市に本社がございしますが、そこが製造いたしました真空包装のからしレンコンが原因で、菌はボツリヌス菌A型であるというところでございします。

六月二十八日に、熊本県におきましてボツリヌス菌食中毒原因究明特別班というものを設置いたしました、各種の調査あるいは原因施設に對しす立入調査、営業禁止命令等いろいろの措置を講じておるわけでございます。

その後、私も厚生省といたしましては、熊本県及び患者発生のおききました各都府県市というところと連絡をとりまして、七月七日に私どもの担当官を現地に派遣をいたしております。それから、七月十四日に、先ほど申しました患者の発生した各都府県市の連絡会議を開催いたしました、熊本県と患者の出た各県の連絡、それから、原因究明のために熊本県が実施するいろいろな調査の内容の打ち合わせ等々行ったわけでございます。

ちょっと逆戻りで恐縮ではございますが、七月十二日に、今先生がお話しのボツリヌス菌食中毒調査検討委員会を設置をいたして、その第一回の会合が昨日二十四日であったというのがこれまでの経過でございます。

先ほど申しましたように、原因物質、原因の菌は既に明らかになっておるわけでございますが、ボツリヌスA型菌はめったに出ないものでございしますので、一体原料から入ったのか、あるいはその製造の工程で入ったのか、あるいは製造者の取り扱いの問題であったのか、そういう点が今後の発生防止のために非常に重要な点でございます。

ので、今申しましたような詳細な原因究明につきまして、県が第一線としてやるわけでございますが、それに対する助言、指導あるいは調査が上がってまいりました場合の評価、それからまた、同種の事故の再発防止のため今後どういう調査が必要であるかというようなことを詰めていただきますために、今回検討委員会を発足させたわけでございます。

○河野(正)委員 検討委員会が発足することは結構なことですが、しかし、大体もうからしレンコンの事件は終息を見たと言っても言い過ぎじゃないかと思うのです。そういう時期に、さらに今後こういう不祥事が再び起こらぬようにということ等もあることはわかりますが、いささか月おくれの感がなきにしもあらずですね。ですから、この事件が起こって、現地に係員を派遣してやつて、その辺から積極的に調査検討をなさればいいのであって、改めてきのうあたりはつんとこういう委員会ができてやるということになると、真相がわからぬ人は、何だ、今ごろという感を持たざるを得ないと思うのです。ですから、そういう点をもう少し行政というのは先取りする、後追いじゃなくて、そういう方向で努力をしてみらうべきであらうと思います。

そこで、もう時間がないわけですが、コレラ菌が今度横浜港で検出をされた、こういう問題がございします。これも転ばぬ先のつえじゃないけれども、これが水際作戦で成功したんだらうと思えますけれども、これが一体どういう状況であるのか、ひとつ報告いただきたい。

○大池政府委員 コレラについての最近の状況について御説明申し上げます。五十八年度におきまして二十六件発生しまして、保菌者、疑似までも含めまして四十三名というような発生状況でございます。もうほとんどが輸入例と申しましょうか、外から入ってきたということが明らかにしておるケースでございまして、それ以外のものについても、国内に常在してないかと考えられるものでございますから、何らかの形で外から入ってきているものと考えております。この点は、最近の国際交通の高速化、大型化というようなこと、旅行の多様化等に伴いまして、いろいろと入ってくるリスクが高くなっております。各検疫所におきまして、これに對応いたしまして、各検疫所におきましてこの種の検疫対策、これらにつきましても引き続き熱心に緊張して取り組んでいくところでございします。また、コレラの潜伏期間等の特徴から、国内に万が一入っても、国内防疫体制と直ちに連携して、迅速な対応ができるような体制を組んで、万全を期するという努力を行っておるところでございします。

○河野(正)委員 横浜の検疫所で発見された、これはインドから来た冷凍エビだそうですが、一つは、そういうことが予見されておったのかどうか。いま一つは、今後はもう全部水際作戦で一步も入れぬ。これは患者じゃございせんから、要するに冷凍エビから検出されたということでございますから、そういう意味では不幸中の幸いだと思っております。でございしますから、今五十八年度に於いての御報告がございしましたが、今後そういう傾向はないのかどうかということ、水際作戦で完璧を期してまいりますということであるのかどうか、その辺だけ聞いておきたい。

○大池政府委員 御指摘のとおり、今回は検疫所におきまして食品に付着したコレラ菌ということが発見したわけでございますが、やはりこういうた新鮮食品の輸入に關しまして、コレラの汚染地域から来る新鮮食品につきましましては厳重にそういう検査を、現在も行っておりますし、今後とも行っていくという方針でございます。

○河野(正)委員 現在、予防注射は依然としてコレラはやりましかね。○大池政府委員 日本に訪れる外国人に關しましては予防接種を強制しておりますが、外国の一部の国ではまだそういう従来の予防接種を強制するという国が残っておりますわけでございます。そういうところへ渡航する者については予防接種を実施しております。

昭和五十九年七月二十五日

二四

○河野(正委員) 私もある程度はわかっておるわけですが、大体今残っておるのはどこですか。まあフィリピンとかインドとかあったんでしょ。うが。従来渡航する場合にはほとんどやっておりましてけれども、今特定地域だけに注射せぬと思うのですが。

○大池政府委員　主として量的に問題になりますのは、東南アジア諸国におきますコレラの流行地あるいは汚染地域ということでございます。

○河野(正)委員 簡単に東南アジアと言われるけれども、フィリピンとか、何かそういう特定地域でしょう。従来は渡航の場合はほとんどやっていたと思うのですよ。最近の一部は解除されたと思いますね。これは参考のために聞かわけですから、わかりましたらひとつ……。

○大池政府委員 流行地 汚染地はわかっているのでございますが、それを要求しているかどうかということまではちょっと今わかりかねます。後ほどまた調べて御報告いたします。

Ｃ河野正三委員　そこで、もう時間がたんだん述べてまいりましたので、さきの事業項目の中の伝染病、結核、性病ですが、結核はもう御承知のような状況ですから具体的にきょうお尋ねする必要はないと思いますけれども、残りましたのが性病です。最近、アメリカでも言われておるようですが、新型の性病の流行の兆しが非常に強まった。我が国においてもそうです。これは厚生省でも実態調査をなさっておるということですから十分御

○大池政府委員 現在、性病予防対策につきましては、医療機関からの届け出に基づきまして健康診断を実施し、あるいは治療を展開するというのが性病予防法上の仕組みになっておるわけでございますが、またそのほか婚姻時、あるいは婚前の健康診断というものを普及させるように国、公共団体で努力をしておるわけでございますが、その一環としまして梅毒は届け出数で見るとは相当減ってきている傾向が見られます。ただ、淋病の分が、減ってきたのが、最近ではむしろ増加傾向が見られるというような状況でございます。

先生の御指摘の新しい型のといふのは、若病予防法で言う性病ではございませんけれども、性病為に關連する感染症一連のものを指しての御設問かと思ひます。その中で、特に御指摘のクラミジアでございますが、その点につきましては学界その他のでいろいろと話題になっておることでございますして、私どもも強い関心を持って、これに対する行政の対応の基礎資料とすべく、研究班を設置いたしましたして、現在その実情あるいは医学的な問題点等について御検討いただいている最中でございます。

○河野（正）委員　私が特に取り上げましたのは、保健所が行う事業の十一項目の中の一項目、それが伝染病であり、結核であり、性病であるということを取り上げたわけでございまして、したがって、こういう新しい型の感染症が次々に出てくるという状況ですから、そういう意味で保健所のそういう方面における活動といえますか、これは非常に重要な役割を持つと思うのです。そういう意味からも、やはり新進気鋭のスタッフが保健所にいなければ、先ほちょっと局長が言われた、だんだん年寄りがやめていって今新しい人と交代中

だ、そいふところに問題があるわけなんです
ね。でございますから、ひとつ外遊させるのが五
万五千六百円でなくて、もつと大幅に増額をし
て、それだけが魅力じゃないと思いますよ、やは
り研究ができるということ、今からの若い人は特
にそうですね。そういう意味で、保健所の近代化
というものが急速に進められなければならぬのじ
ゃなからうかと私は思います。ですから、一つは
処遇が、今開業医はいろいろ御承知のとおりです
し、勤務医だって、一般の公的医療機関は別です
けれども、その他ではかなりの月給をもらってい
ますから、もうそういう状況の中で、本当に保健
所に飛び込んでいこうということになれば、研究
ができるか、勉強ができるかということが一番若
い人には魅力だと私は思うのです。それがなけれ
ば若い人は行きませんよ。今までそうでなかった
から、今老齢化して、新しい人と交代をするとい
う時期が来ておるといふようなお答えもあったわ
けでしょうから、そういう意味で、今度の補助

も、それは一利一害あるかわかりませんが、むしろその部分を除いても、今の保健所の近代化、若い人に魅力があるものに、例えばその地域における医療行政その他についても御指導いただくわけですから、やはりその地域の人あるいは開業医が保健所長に対して尊敬をする、尊敬に値する、そういう人材というのが就任していただく。保健所にそういう立派な人が就任するために魅力ある職場にならなければならぬ。そういうことを私はかねがね考えてきましたので、ひとつぜひその点は、最後に厚生大臣の名答弁を期待しておきたいと思います。

健所で働く人たちが自分の職場に誇りを持って、また自分の将来に夢と希望を持って働けるような職場にしていかなければ、これから二十一世紀の新しい国民のニーズに応じた、いわば地域住民に密着した健康センターとしての役割が果たせなくなるのではないかと、そういう知恵はないか、という話をしておったのでありますが、たまたまきょう先生からも、私が心配しておったと同じ御指摘を賜って私は非常に教訓になりましたので、今回の改革をきっかけにして、これから育ってくる若い医師たちが、よし保健所の所長になつて健康センターの第一線に立つて働いていこう、というような魅力のある職場、誇りの持てる職場、そして働く人たちが将来に希望と夢を持てる職場、そういうものにするための具体的な努力を全力を尽くしてこれからやってまいりたいと思ひます。

○河野（正）委員　どうもありがとうございます。

○有馬委員長 平石磨作太郎君。

○平石委員 多少重複するところがあるかも知れりませんけれども、ひとつ答弁をよろしくお願いしたいと思います。

今回の改正案でございますが、保健所は、御案内のとおり保健衛生行政の大きな拠点として、今日まで保健予防について大変中心的な施設としてその機能を発揮してきたわけですが、考えてみますと、高齢化を控えて、さらにさらにこの保健所というものは強化をしていかなければならない、そういう時代の要請、時代的な背景も私はあると思うのです。そういう中で、保健所運営補助金として保健所の機能強化に国の方の財政的な補助があったわけですが、今回これが交付金に変更された、こういうことでございます。

この交付金をいろいろと強勉強してみました、十分にわかりません。一体交付金というのはどういうものなのか、そしてその変更した理由をあわせてお答えをいただきたいと思います。

○吉崎政府委員 まず交付金についてでございますけれども、これは一定の事業に対しますところの国の地方公共団体に対する補助の一つの形でございます。そこで、普通の補助金でございます。と、ある事業に細かい決めをいたしまして定率で行うのが普通でございますが、交付金は定額の補助金でございます。

そこで、こういうふうに変更いたしました理由でございますけれども、一番は、ただいまお話しがございましたように、保健所の事業を一層強化する必要がある。それと同時に、健康に関する需要が地域によっていろいろな特徴がございますので、地域の実情に応じた自主的な弾力的な運営ができるようにする必要があります。これが一番でございます。それからまた、事務の簡素化を図る、こういうこともございます。そういう趣旨でございますので、この改正によりまして、地域の実情に応じて職員を配置し、事業の充実に図ってまいらう都道府県を十分指導したいと考えております。

○平石委員 この交付金に変更されたということは、臨調の第三次答申におきまして、従来人件費を中心としての国庫補助であったものが、それを含めましてのいわゆる定額交付金、こういう形に変更されたわけでございますが、これはやはり臨調の考えておる人件費、人減らし、そのことだけで保健所全体の機能が落ち込んでいくというふうなことになるかと、これは先ほど申し上げましたように、機能はさらに強化しなければならぬ、こういう要請、背景があり、かつまた、この理由の中にも、自主的、弾力的な運営がなされながらより効果あるというふうな理由が書いてございますが、果たしてそのようにいくであろうかどうか、こういうふうに私は考えるわけではあります。

そこで、この交付金なるものをこの資料によって見てみますと、これは定額の交付金、そして全体では人件費を含めて絞りがかかっている。これから二、三年してみますと、人件費はアップしていく、物価も上がっていきます。そういう中で、こ

れは定額でございますから、国の関与のお金はだんだんだんだんと少なくなっていく。そういう中で仕事が増えてくる。これは将来にわたって考えてみた場合はむしろ大変なことになるのではなからうか。そして、少なくともそういう中で自主的、弾力的に、今まで局長の答弁にありましたように、最低基準、設置基準に基づいて医師何名、何を何名ここには置かなければならないといったようなことが取っ払われますから、自主的にはできるのではありませんか、少額の小さなものとしての機能しか発揮できなくなるのではなからうか、こういう気がするわけです。

そこで、私は、この資料から見まして、交付金は「人口、面積等の標準指標を基本とし」として書いてございますが、これで見ますと、地方交付税的なものが加味されておるのではなからうか。したがって、基準財政需要額に算定、積算をしていくようなことがこの中に含まれておるのではないかと。そして、これは地方交付税であります。一般会計のいわゆる一般財源になるので、これを厚生省は非常に嫌ったわけですが、そのために、保健所にまで国のお金が届くように特定の財源として交付金が出てきた。これは一つの特定財源的なものになるわけですが、いわゆる人口、面積、こういったことを考えながら、これによりがたいときは特別の事情を考慮し、こういったようなものがありますから、やはり定額とはいえず、そういうものの変更があった場合は額はふえていくのかどうか、固定的なものなのかどうか、お答えをいただきたい。

○吉崎政府委員 まず、今度の改正によりまして、保健所に対する財政援助が大きく分けますと二本になるわけでございます。その一つは交付金でございますが、これが、今先生のお話しのございました人口、面積等の指標によりまして約七割を配分し、そして約三割を地域の実情に応じた調整部分としておく、そういう一般交付金と、それから特に計画的に事業を推進する必要があるところの老人保健事業につ

きましては特別交付金、こういうふうに分けております。そこで、この特別交付金につきましては、これは計画的に年次の増額を図ってまいりたい、こう考えておるところでございます。それから一般交付金、確かに御指摘のございましたように、このまま長い年月推移いたしますと、事業量あるいは物価の変動等によりまして、発足当初には三十五億円の増額をしておりますが、やはりこの保健所活動に支障を来すということが起こってくるのではないかと。そういう場合にはこれを見直しまして、必要な財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

それから結核予防法、伝染病予防法等に基づきますところの特定の事業につきましては、従来の補助金制度を残しておるわけでございます。特定の場合にはこういう制度を活用いたしまして、必要な事業を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○平石委員 この保健所運営費交付金を見てみますと、今答弁にありましたが、一号の人件費、旅費等は一般交付金、それから五号の経費については老人分として特別交付金、こういう形でございます。今答弁にありましたように、特別交付金につきましては積算をしてまいります、こういうお話しいしていただきましたが、これも老人保健法創設のときに、大体五カ年計画でもって保健所の機能充実を図っていく、マンパワーにしていく、保健婦の増員とかあるいはそういった従事者の方々、特に技術系の方々をふやしていく、こういうことになっておりましたが、この五年計画に基づいているもののなか、五年計画が終わればこれで終わるものなのか、これも御答弁いただきたいと思っております。

○吉崎政府委員 そのところでございますけれども、老人保健事業は非常に大事な事業である。これを五カ年計画でもって何とか達成いたしました。当面はこの達成に全力を尽くすわけでございますが、五カ年計画が終了いたしました時点で

は、そのときのいろいろな情勢、特に老人の保健事業に対する要請等をよく勘案をいたしまして、その時点で検討させていただきたいと考えるものでございます。

○平石委員 局長の答弁を聞きますと、どうも余り自信がないようです。五年間はお約束でございますから、これは積算をしてふやしてまいりますというところ、これは胸張って言っておるわけですが、それが終了してから以降さらに高齢化が高まってくる、こうなってきたと、保健所が実態に合わなくなってくるのではないかと、私はここを心配するわけですね。したがって、この一般交付金において、人件費についてもこれはアップがありまして定額でございますと言っているところに絞りがかかってくる。それから事業面について、特に老人だけのものにつきましては、これは積算をいたしますが、五年を終了いたしますとこれも自信がない。こうなってきたと、ますます要請が高まってくる保健衛生の仕事について本間に国、県のいわゆる保健衛生行政の拠点としての機能が果たせるのかどうか、そこを心配するわけですが、この説明によりまして、より充実を機能発揮をするのだ、こういうことがうたわれておるわけですが、これも、現実にはなかなかそのようにはならないのではないかと、この心配があります。行政水準、サービス水準を落とすことがないのかどうか。そして将来実態がふえてきた場合、例えて申し上げますと、保健婦さんが七十人の老人を抱えておる、七十人の老人でよかったものが、だんだん高齢化が高まってきたと百人を見ていかなければならない、あるいは百二十人の老人を一人の保健婦さんが見ていかなければならないといったように実態が動いてきますと、これはふええるのかふえないのか、将来の展望をひとつ考えながら御答弁をいただきたいと思っております。

○吉崎政府委員 自信がないのではないかとお話しをこううったわけでございますけれども、お話しをいたしましたように私どもとしては考えております。高齢化社会は必ず到来いたしますし、

は、そのときのいろいろな情勢、特に老人の保健事業に対する要請等をよく勘案をいたしまして、その時点で検討させていただきたいと考えるものでございます。

そうして健康に対する需要というのは一層高まっていますので、政府としてもそれ的確にこたえていく必要があると思っております。

そこで、具体的にお尋ねになりました五カ年計画が終了した時点ではどうするのか、こういうことでございましてその時点で申し上げたのをごさいます、これは確かに、ちょっと今私も責任を持って申し上げられませんが、そういう天下の情勢から判断いたしますに、当然それは必要な需要にこたえていくことになるだろう、我が優秀なる後継が立派にこたえてくれるだろうと思っております。

○平石委員 局長も地方におられて保健衛生に携わったということをお聞きしたのですが、そこで、この保健所というものと市町村の保健行政、いわば県が二階から、かゆいところまで手が届くというのは届きにくい場合があるわけですね。そうすると、市町村がやる保健事業、これは一階からさわるわけですから、一階から診断するわけですから、より適切に、より細かくできるわけですね。保健所というのは各市町村にはございせん。そうすると、必然的に市町村行政の、市町村の保健事業のいわば一つの指導機関的なものになりがちになってきます。そこらあたりで、今のような情勢でお金が国からの定額といったようなことになりまして、私は、ますます保健所機能というもののマイナスの拍車がかかって、むしろ保健衛生については地位が低下してくる、こういうことを危惧するわけです。そういう意味から考えたときに、局長、五年が過ぎても、もっとひとつ胸を張って、人件費につきましても、さらに事業費についても積算をして、定額の額をふやしていくように御努力をいただきたいことを強く要請をするわけです。

それからもう一つ、時間がございせんのであわてて失礼でございますが、保健所に働いておられる職員の方々、これの中で、従来補助対象の職員として、交付対象二万人でしたか、それで予算定員が二万五千、こういうことで今日まで来た

ようですが、そこで、二千十九人という人員につきましては、今回の交付金の対象に入る職員として、厚生省がそのものを一応交付対象のものとした。そういったしますと、従来対象職員と予算定員との間に五千人の乖離があったわけですが、この五千人の中で二千人は引き取った。あと三千人残っております。この三千人残っておりますものについてはどういうような処置をされるのか。これは都道府県知事がそれぞれ辞令を出して雇っておるものではないかと、私は少なくとも厚生省の今回の努力は多とするわけですが、必要な職員でございまして、ひとつさらさらにもっと努力をしてほしいという気持ちがあるわけですね。だが、今年すぐできないというならば、やはりこれについては、都道府県の職員さんでありますから、地方交付税の中に積算をしてほしいと思うのですが、現状積算されておるのか、あるいはおられない積算をしていく用意があるのかどうなのか、自治省から答えをいただきたいと思っております。

○小林説明員 地方公務員のそれに対する財政措置につきましては、地方財政計画で措置をしております。御承知のように地方公務員につきましては数がふえてきておりますので、いろいろ御指摘がございまして、現状を率直に申し上げまして、現実における地方公務員とそれから財政計画で措置しておる職員数との間には差がありまして、現実におる方の方が多くございます。従来ですと、五年ごとに実態調査をいたしまして、ある程度理由のつくものは規模は正という形で変えてきております。今後そういうことが来年ちょうどその時期に当たりますので、どう対応するかというのが問題になるわけでございますが、御承知のようないないというのが実情でございます。

○平石委員 大体どの行政でもということは申し上げかねますけれども、比較的那ういふ乖離が現実にはあるわけですね。そういうような形の中で、都

道府県の方は財政的にはいわば超過負担といったような形で処置をしていかざるを得ないというのが現状ではないかと思うわけです。これは都道府県に必要職員として雇っておるものでございまして、さらに国の方からいわばその職員について、認定がない、こういうものでございまして、厚生省としてもそういうのはつきり定数として出しておるものについては処置の要求もされるわけですが、そういったものについてはちょっとやりにくい面もあるのだからと思うのですが、都道府県の方の超過負担といった形でいついまでもこういうこともできないことではないかというふうな気もしますので、少なくとも、これからの保健所の運営については、人を含め、財政的ないわゆる財源処置といったようなことはしていただかなければならないと思うわけです。

そういうことで、今回定額交付金化されたことでもございまして、特にこの面が浮き彫りになるわけですが、ひとつ財源処置を考慮していただきたい。これは厚生省と自治省に同時にお願いしたいわけですが、もう一回御答弁をいただきたいと思うわけです。

○吉崎政府委員 ただいまの点でございすけれども、今回の改正を行うに当たりまして、御指摘もございまして、職員定数の現員と予算定数との乖離につきましては正をいたしましたと同時に、五十八年度に行いました給与の実態調査の結果に基づきまして格付の改善も同時に行ったわけでございます。

そこで、御指摘のございました約三千人でございしますが、これが実は、保健所の従来補助対象事業の職員であるか、それとも環境衛生指導員等の交付税対象の事務であるか、そこが明らかでなく、ちょっと判断ができなかった、こういう事情があるのでございます。ですけれども、ただいま先生のお話のございましたことはまことによくわかります。私どももいたしましては、保健所事業が一層充実され、事務に支障を来すことがないように、適切な財源措置を図ってまいらなければならない

あると考えておるところでございます。

○平石委員 今の局長さんの御答弁でちょっと気がつきまして、現実には、今のお話にございまして、環境衛生をするといったような職員さんが、これは都道府県の職員であって、勤務場所が保健所だといったものが含まれておるかわかりません。そうなりますとこれはもう県の職員であって、しかも勤務場所を保健所にしてある。これであれば当然基準財政需要額の中の積算に入るべきであるというように私は考えるわけでございます。自治省の方もそれは当然入っておると思うわけです。

それから、もう一つここで聞きしておきたいのですが、この全体の、今申し上げた職員を含めてだろうとは思いますが、保健所に勤務しておられる職員さんが三万五千人くらいいる。今二千五千人の話をしたわけですが、この差の一万八千人が今申し上げたものに入ることになるのか、これわかりませんが、やはりそういうこと都道府県の職員さんが勤務場所を保健所に入っている場合は積算に入っておることなのかどうなのか、自治省にお答えをいただきたい。

○小林説明員 先ほど申し上げました地方財政計画上の扱いは、規模は正の場合には保健所の職員何名とか、そういうことはいたしません。全体の中で差が出ておるのを直す、こういうことで実は参っております。

それから、保健所に関連しての御質問でございますが、今回の交付金化の際には、実態調査をいたしまして一部は正をしていただきました。また、保健所の職員ということではありませんが、老人保健事業の実施に伴いまして、厚生省の方から御要請がございまして、財政計画上若干ではあります人員をふやしてきてはおるわけでございます。しかしながら、全体といたしましては、地方団体の公務員が多過ぎるといって御指摘も非常に強いわけでございますので、私どももいたしましては、本当に必要なところに重点を絞って、また一方、不必要なところは削減をしていただくとい

うような方向で対応してまいりたい、こう思っております。

○平石委員　そこで、大臣に最後に決意をお願いしたいわけですが、今の御答弁その他、私の質問からも判断されると思うのですが、これからは健康づくりといったことが非常に要請される一方、したがって、厚生省はそれなりに老人保健法以来対応を進めて予算もむしろふやしておるわけですが、これはその努力を多とするわけですが、それが済んでから先が果たしてどうなのかといったようなことでちょっと心配な点があるわけですが、これからの情勢としましては、どうしても機能を高めていかなければならぬ要請があるわけですから、どのようにこれから対応されるのか、さらに強化を図っていかれるのか、ひとつここでその御決意を披瀝いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○渡部国務大臣　厚生省は、今回、先生のたびたびの御指導をちょうだいしながら、二十一世紀に向けての国民の健康を守るためのビジョンを発表いたしました。その中でも、生涯を通じての健康増進運動というものを大きく取り上げておるわけですが、これを第一線で、地域住民と一番密接した中でやってくれるのが保健所だろうと私は思います。そういう意味では、今回お願いしておる保健所法の改革というのは、一つの時代の求められておるものだと思います。

ただ、どのような制度でも制度には一長一短がありますから、先生御心配のような、この改革がマイナスにならないように、これは時代の新しいニーズに応じてプラスの面で働くようにするためには、私どもの運用、行政の責任にかかっていると思います。

予算等についての御心配もまことにごもっともであり、幸いに五十九年度は、老人保健事業を中心とする今後の高齢化社会に備えての健康づくりというものが認められて、予算を三十五億円増額することができたのでありますが、こういう力をこれ一週で終わらせないで、今後継続しても

っていくということが何よりも肝要だと考えますので、私どもは、この保健所法の改革に当たって、二十一世紀に向かつての保健所の国民に果たさなければならぬ新たな役割といたちものを痛感し、保健所で働く人たちが誇りと責任と生きがいと希望を持って国民の皆さんの健康を守る仕事に励むことができるよう、行政として万全を期すように努力をしてまいりたいと思います。

○平石委員　終わります。

○有馬委員長　塩田君。

○塩田委員　保健所法の一部を改正する法律案につきまして厚生省にお尋ねをいたします。五、六問、短時間に申し上げますので、簡潔に要領よくお答えをいただきたいと思っております。

地域における公衆衛生の向上及び増進を図るために設置され、全国八百五十五カ所にあるようでございます。三万五千三百二十二人の職員をもって運営されている保健所につきまして、今回、従来の保健所運営費補助金が定率補助方式から標準定額を基本とした交付金方式に改められることは、地域の実情に応じた自主的、弾力的な運営が促進され、事務の簡素化が図られるなどメリットがあるものとしたしまして、行革推進の立場にあります。民社党といたしまして一応評価できるものでございます。

しかし、保健所運営費補助金のうち交付金の対象となるものは人件費、旅費及び老人保健関連経費でありまして、これは増額されております。その他予算関係経費、例えば伝染病予防関係費とあるいは母子保健関係費といったようなものは交付金化されずに、保健所業務費補助金として残っておりますけれども、これはなぜ交付金化しなかったのか、その根拠をまず明確にしたいな

○吉崎政府委員　お話しにございましたとおり、伝染病予防法、母子保健法、結核予防法に基づく事業等に係りましては従来どおりの方法でやっておるわけでございますけれども、これは当該経費によりまして特定の事業の遂行を図るという趣旨

によるものでありまして、それぞれの行政目的を達成するためには、引き続き事業の実績に応じた負担または補助を行う必要があるというのが理由でございまして、従来どおりの補助金としているところでございまして。

○塩田委員　今回の交付金化は一般財源化ではなく、その意味では臨時答申に沿ったものでないのではないかと。将来全面的に一般財源化する方針であるのか否か、方針を承りたいと思っております。

○吉崎政府委員　御指摘のとおり、臨時行政調査会は、地方公務員に対する人件費の補助は一般財源化すべきであると答申をしておるところでございまして、保健所は健康対策の中核的な機関でございまして、地域の保健水準を確保いたしますためには、保健所の運営が十分に実施されるための財源が確保される必要があると考えたのでございまして。そこで、自主性を尊重し、弾力的に運営を図ることは必要ではありますけれども、一般財源措置は適当ではない、やはり厚生省の所管をいたします交付金にするのが適当であると考えたところでございまして。

厚生省といたしましては、今回の交付金化によりまして、保健所において一層の円滑な事業の運営が確保されるものと考えておりまして、今後とも、この交付金制度によって地域における保健所行政の推進を図ってまいりたいと考えてござい

○塩田委員　保健所運営費交付金の大部分を占めておりますのは、言うまでもなく人件費でございまして、これにつきましては従来から、地方公共団体から地方交付税等による一般財源化という強い要望があるはずでございまして、その考えをとり得なかったのはどのような理由でござい

○吉崎政府委員　確かに、お話しにございましたような要望がございましたことは承知いたしております。

地方交付税による一般財源措置にいたさないで特定財源としての交付金としたしたのは、先

ほど申し上げましたような理由で、保健所活動を行うために十分な財源を確保する必要があると考えたところでございまして、この移行に伴いましては、従来存在しておりました実数と補助対象者との乖離の是正を図るなどの措置を講じ、増額も図っておるところでございまして、関係者の理解は得られておると思っております。

○塩田委員　交付金の配分につきまして、保健所を設置する地方団体ごとに、人口だとか面積等の指標を基本としておるようでございます。地方団体によりましては、こういった基本的な指標だけでなく、あるいは実情に沿わないのじやないか。特別の事情があるところについては別途配慮をする必要があるのではないかと。配分方式の変更によりまして、従来の補助金交付額が十分に確保されなくなる地方団体が生ずるといったおそれもあるかと思っております。交付金の配分基準、これはどのようなものを考えておられるかお伺いいたしますとともに、今申し上げました特別の事情のあるところにつきましては特別交付金の考え方、これをとられる御意思があるかどうか、お伺いいたします。

○吉崎政府委員　お話しの際はまことにごもっともだと思っております。そこで、交付金の配分に当たりましては、これまでお話しにございました人口と面積等の指標を基本といたしますものは約七割といたしまして、残りの約三割につきましては、そういう人口とか面積によつては捕捉し得ない地方の特別な事情、例えば僻地、離島等に対する特別な活動、そのようなものでございまして、そういう特別な事情に応じた調整分を設けておるわけでございます。それからまた、老人保健事業につきましては特別交付金としております。

それから、従来のものより減るものが出るのではないかと。お話もあつたように存じますけれども、それに関しましては約三十二億円の増額を図っておりますので、従来の交付額を下回ることはまずないのではなからうかと考えておりま

昭和五十九年七月二十五日

す。
○塩田委員 交付金の配賦基準についてお伺いしたい。

○吉崎政府委員 配賦基準でございますけれども、約七割を人口と面積によりまして案分をいたすと考えております。これは定型的といえますが自動的に出てまいります。残りの約三割につきましては、地方団体の特別な事情、僻地、離島等に特別の活動をやっておる、あるいは市町村の老人保健事業の進展の状況に応じて特別の援助を行っておる、そういう事情を考慮いたしまして配分をする、そういう考えでおります。

○塩田委員 今回は、予算的には今御説明ございましたように三十二億円の増額ということになっておりますが、今後の問題といたしまして、保健所運営費交付金の総額、これは今後の事業量あるいは経済情勢の変化、例えば物価とか賃金等々といった要素を勘案して、それに即して疾病の予防、健康保持のための事業の円滑な推進に支障が生ずることのないよう十分確保できるものかどうか、この点についてしかとお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉崎政府委員 今回の改正が、お話しにもございましたように、地域の実情に合った保健所活動の充実強化を図るためでございますから、このことが保健事業の円滑な実施に支障を来すというふうなことがあつては万々ならないと考えておるのでございます。

そこで、お話しにもございましたように、将来、事業量の変化あるいは経済情勢の変動等がありました場合には見直しをして、必要な財源の確保に努める考えでございます。

○塩田委員 吉崎局長は地方の行政の御経験がござりますか。

○吉崎政府委員 駆け出しに、ある県の母子衛生係におりました。やや長じまして、ある県の厚生部長と衛生環境部長を務めさせていただきまして。

○塩田委員 その御経験からお話しをしていただきたいと思ひます。率直にお願いいたします。

まず、三万五千人の八百八十五カ所でございますから、平均いたしますと大体一カ所四十人ぐらいになるのでしょうか、四、五十人の典型的な保健所を御説明いただきたいのですが、まず全国の八百五十五の保健所の所長さんは全部お医者さんですか。三万五千のうち、お医者さんとか歯科医師さん、あるいは獣医師さん、皆さんいらっしゃるわけですね、どういふ数字になっていきますか。

○吉崎政府委員 保健所長は医師でなければならぬわけでございます。医療行為も行いますので、医療機関にもなっておりますし、保健所の業務の全部が健康に関するものでありますので、医師でなければならぬ。

これがまた、非常に残念で、悩みの最大のものはその医師が不足をしておることでございますが、お尋ねのございました所長につきましても、約一割が兼務となっております。

○塩田委員 三万五千何カ所の職員のうち、医師とかあるいは歯科医師さん、獣医師さんとかありますね、そういう方の主なところを人員構成をお聞かせします。

○吉崎政府委員 昭和五十八年度でございますが、医師千五百九十九人、歯科医師七十七人でございます。○塩田委員「獣医師は……」と呼ぶ獣医師は、ちょっとこの表では薬剤師、獣医師が一緒になっておりますが、千三百三十二人でございます。

主なところをちょっと申し上げますと、今の俸給表別に医療の(一)の医師や歯科医師であります。○塩田委員「獣医師は……」と呼ぶ獣医師は、薬剤師、診療エックス線技師その他でございますが、これが六千四百三十三、それから医療の(三)の保健婦、助産婦、看護婦でございますが、七千九百四十五、それから行政の(一)の精神衛生相談員でございますとか衛生工学指導員、いろいろございますが、これが一万二千七百七十三、合計で二万五千四百九十でございます。そのほかに運転手、食品衛生監視員等、これは従来の補助金方式と地方交付税方式で分けておりますが、地方交付税対象小計が

八千七百八、特定財源のと、審査員等であります。○塩田委員 典型的な四十ないし五十ぐらいの規模の保健所の組織ですね、何課とか何係とか、そういった主なところのどこに業務上重点が置かれているのか、どういふ体制になっておるか、そのことについてお伺いいたします。

○吉崎政府委員 お話しがありましたような規模の保健所におきましては、まず所長がおりまして、一般的に次長がおります。それから総務課、保健予防課、環境衛生課、保健婦課、このような組織が一般的でございます。

○塩田委員 そういたしますと、業務の重点は大体どこに置かれているかということですね。保健所の業務としては、法律の第二条に十一項目上がつておりますね。このうち、組織の面から見ても人員の面から見ても、重点を置いて現在行われているのはどこでございますか。

○吉崎政府委員 お話しにもございましたけれども、保健所は衛生行政の第一線の中核機関でございます。保健所は衛生行政の第一線の中核機関でございます。保健所は衛生行政の第一線の中核機関でございます。保健所は衛生行政の第一線の中核機関でございます。

○塩田委員 私は、保健所というものが戦前戦後、そして今日、かなり行政自体の重点が変遷をしてきていると思う。今おっしゃいましたように地域的な差もあるでしょうけれども、時代的に任務というものがかなり変わってきたのではなからうか。特に行政改革推進の立場からいいますと、許可認可の事務が戦後から今日まで見ますとふえてきているのではなからうか。戦争直後は薬剤散布だとかあるいは上下水道、環境衛生、公衆衛生関係です。

○吉崎政府委員 確かにそうですね。歴史的に見ますと変遷があるかと存じます。改めて申し上げるまでもありませんけれども、これは結核には物すごい力を発揮いたしました。一般の医療機関にまだレントゲンなどがなかったときに保健所でやっておったというふうなことがございまして、それが今日まで若干尾を引いておることはございまして。それから慢性病に対する保健予防、そういう面にも、これから新しい展開を図っていく必要があると思つておるのでございます。

そこで、具体的に御話しにもございました許可認可でございますが、これは各事業法ごとに決まっております。保健所は衛生行政の第一線の中核機関でございます。保健所は衛生行政の第一線の中核機関でございます。保健所は衛生行政の第一線の中核機関でございます。

○塩田委員 最後に、今の点に關しまして、やはり保健所というものは住民に対する健康の保持、あるいは疾病の予防、栄養の改善、あるいは歯科の衛生、母性、乳幼児、あるいは老人の衛生、それから精神衛生、こういったサービスの面、これにもっともつと力を入れてサービスの面、これにやっていくべきであつて、許可認可の事務の権限を抱えて役所として行動することが前面に出ないよう十分にひとつ御配慮をいただいて、サービス部門を充実し、許可認可事務を思い切つて簡素化されるように強く要望いたします。

また保健医の取り消し、許可、これも都道府県

十七年度五十二・二歳、五十八年度五十二・二歳でございます。これは医師だけでございます。

○浦井委員 充足率が六八・六％みたいな数字が出ておるのですね。大体七割。年齢も五十二歳代とかなり高齢と言えは高齢であるわけでありま

す。だから、今も言われたように兼務所長が一部。兼務所長はどが多いか、大臣は御存じですか。福島県なんです。それから、ここに今おられないんですけれども、小沢さんのところの新潟県。こういうことを具体的に解決していかなければいかぬですよ。何で保健所に医者が来ないのですか。

○吉崎政府委員 これはいろんな理由があるかと思ひます。保健所もそうでございますし、私どもの畑もそうでございます。矯正医官も少ないと聞いております。これはいろんな事情があるかと思ひますけれども、先ほど来の議論にもござい

ますが、これが最大の悩みなんでございます。そこで、大いなる期待は、改善の兆しがあるわけておることであると思ひます。世代交代も起こりつつありまして、医師もふえてきておりますので、厚生省へ入りたいという者もふえてきております。また保健所へ行きたいという若い人がふえてきておりますので、大切な仕事であるということとを大学等ともさらに一層よく連絡をいたしまして、充実に努めてまいらる所存でございます。

○浦井委員 大臣、申し上げておきますけれども、私、保健所長をやっている同級生が兵庫県内に二人おるのですよ。聞いてみますと、端的に言えは経済的に不利なんだ、それから皆、医者は病気を治すのが仕事だと思ひ込んでおるんですね。二十かそこらくらいから今の日本の医学教育を受けてきていますからね。だから、保健所というものは医者が行くところと違うみたいな気があるわけですね。それともう一つは、表現しにくいのですが、かなり成果を上げている人もあるのです。個々を見ますと、長年月にわたって疫学的なこととかいろいろなこと地道に仕事をやって、地域全体の保健のレベルを上げていっておる。ところが、

それが世間とかあるいは医学界とかそういうところで認められない。その三つぐらいではないか、こういうふうに言うわけですよ。だからこの辺のネックを、それなりに皆さん方も努力をされてきておるのではありませんか、やはり全体としては魅力がない。

変な話を申し上げますけれども、その二人の保健所長というのは兵庫県の立の保健所におるのですよ。学校の成績は私なんかよりも物すごく優秀であつたわけですよ。一人は、ある健康保険組合の診療所の所長を五十四、五までやって、第一の定年を迎えて県立の保健所の所長。もう一人は、小さな市の市立病院の院長を二十年ぐらやっていて、第一線を引退して保健所の所長。これは本人さんを責めるわけではないのですよ、しかしそうなるんですよ。

それで笑ひ話ですけれども、数日前にちょっと電話をして、あんだ、学生のときに一生懸命公衆衛生の講義聞いて勉強したんかいな、公衆衛生の教室に入つたんかいなと聞いたら、もちろん入つてないわけですよ。だって内科と小児科なんです。ところが、保健所の所長に再就職するということで県へ行ったら、成績証明書を持ってこいと言ふ。これは別にいいのかわいひのかわいひを言ふけれども、三十何年ぶりに母校へ行つて成績証明書をもつたらいいのです。たまたま開封されていたものでありますから、わし見たことないけれども、どれくらいの成績やろと思つて見たというのです。なかなか優秀な人ですよ。私は余り勉強せぬので、六十点ぐらひですけれども、国家試験を通つたみたいな格好ですけれども、その人なんかは優秀なんです。それで、見たら、その人の成績の中で公衆衛生が一番悪い。それでも保健所の所長で再就職という格好ですよ、第一の定年を終わつて。

これが現実の姿なんです。吉崎さんや古市さんはこれからよくなりますと言われるかも知れぬですけども、私が同じ医者の立場として見ていて、そう簡単にはいかぬ、よほどこ入れをしなければいかぬ。この辺

大臣、よく考えていただきたいと思うのですよ。魅力—魅力という言葉で片づけられないかも知れませんが、さっき言いました三つのことを解決するとか、よほど保健所の側にあるいは公衆衛生行政の側に吸引力がなければ、一たん青春の情熱を燃やしてそつちへ入ろうと思つても、途中で必ず身が疲れますよ。だから、今局長が言われたように、医師不足というのは保健所行政の最大のネックでしょう。一保健所に最低二人は要りますわね。今は何人ぐらひですか、一カ所一・四三ぐらひですか、数字をばらばらとじていてみま

す。保健所一カ所について一・五人以下なんです。よね。これを埋めるのは並み大抵ではなからう。だからあらゆる手段を尽くしながら、本当に全知全能を傾けてそういう熱意と専門的知識を持つている医者を育ててそれを定着させるということをやらぬと、保健所というものは廃れる一方だ、私らが今までずっと見ておりましたそういうふう

に感ずるわけで、ぜひともこの点は—今の厚生省でうまいこといきましかね。私は余りうまいこといきまじやうに思ひますよ。私はいないのですけれども、一週努力してみてくだされ。大臣どうですか、一言。

○渡部国務大臣 非常に貴重な御意見を賜りました。ただいまの保健所の所長を確保しなければならぬ、また今度医師が保健所に余りならなかつたということについては、先生と私は全く同じ考えです。ただ、先生より優秀な成績の方がおられたなどということは信じられせんけれども。今までの社労の審議でも何回も申し上げましたように、これからはヘルス事業が非常に重要である。予防にまさる治療なしとさえ言われておるのではありませんから、そのヘルス事業の地域住民に密接した中心センター、これが保健所であつて、その保健所の所長が、お医者さんが充當されてないといふようなことはゆゆしき大事だと思ひます。今、福島県と新潟県のことまで御心配を賜りましたが、これも私、国へ帰つてよく勉強してみたいと思ひます。日本じゅうの保健所でお医者さん

がいない保健所があるということがないように、ひとつこの改革をきつかけにして、あらゆる知恵を絞つて、これから新しく医大を出られお医者さんになる方が誇りを持って、希望を持って保健所の所長になれるような環境づくりというものに、経済的な面を含めて努力してまいりたいと思ひます。

○浦井委員 一遍やってみてください。

それで、その次の問題ですけれども、五十八年度予算で保健所設備品として眼底カメラが百十八台です。それから血液自動分析装置が二十一

台、ずっとこう購入されているのです。全体として、ところがある保健所の話によりますと、眼底カメラを使える人がおらぬ、器械はあるのだけれども、それからお医者さんがさっき言つたような話、内科、小児科と言ひましたが、産婦人科出身のお医者さんで心電図が読めない。それでその器械がせつかくあるのに余り使われておらない。お金出して、国の予算を割いて、貴重な国民の税金でもって、器械を買ふことはよいと思うのですよ、しかしそれが活用されておらぬという話をあちこちから聞かれます。だから、その実態をつかんでおられるのか。その点どうですか。

○吉崎政府委員 確かに、保健所の業務といたしまして、結核等の伝染病からいろいろな慢性病に重点が移つてゐる、そういうことで、機能強化を図る観点から、お話しのごさいますしたような機器の整備を図つておるところでございます。確かに場所によつてはその活用が十分でないということもあるかと存じますけれども、老人保健事業に対応する必要も非常に大きいわけでございます。五十七年度からでございますが、保健所の医師に對しまして研修会を実施をしておるのでございます。そういうものも努力を通じ、またこういう機器の整備も、先ほどお話しのごさいますした魅力を持たせることの一つの意味もござい

○浦井委員 実態をつかんできちんと手を打たなければいけません。実態はわかりますか。何か数字がありますか。

○吉崎政府委員 十分活用されておると考えておるのでございますが、御指摘がございましたので調べてまいりまして、使われないことのないように十分指導してまいりたいと思います。

○浦井委員 ヒントだけ与えておきますけれども、私が言っているのは主に保健所の政令市、特にいわゆる政令指定都市です、大都会です、神戸ではないですけれども、だからよく調べて、やはりせつかく購入した設備が住民の健康を守るために活用されなければいけませんから、そういうことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、一つの問題は、確かにその場合でも人がおらぬ、マンパワーがないということなんです。よ。ところが、いまの医療というのはほとんど進歩し、技術革新していつてゐるでしょう。国の予算やらあるのは県の予算、あるいは政令市の場合には市の予算を使う。とつても保健所でその新しい器械設備を次々入れていくというのは何となくも無理な面があります。しかしやはり保健所としては最新のものを常に入れておかなければならぬ。そこで、これは私の個人的な考えですが、地域で例えば機械器具を共同利用するようなシステムづくりをやるセンターに保健所がなつて、それが円滑に回るような触媒の役割、横文字で言いますとカタライザーというんですかね、別に学はないのですけれども、そういう役割を果たさぬと、保健所なんかはどんどん新しい機械器具を要求して、今は老人保健法でヘルス事業をやらなければいけませんというので、厚生省も比較的財布のひもが緩いので、お金、予算を取つて器械を買えばいいんだというふうな形だけでもいいかぬ、リアルに見れば。だから、その辺もよく注意していただきたいと思うわけでありませう。

それから、いろいろなことを要望したいのでありますけれども、まず、保健所の数というのほうふやさぬ方針ですか、八百五十五というの。大体もうその前後に来ておるでしょう。

○吉崎政府委員 保健所は、いろいろな意味でこれから新しい需要にこたえて新しい展開をしていく必要があると考えております。八百五十五は、全国平均で見ますとたしか十四万人に一カ所だったと思ひますけれども、おおむね適当な数であらうと思つておりますが、絶対これに固執する、ふやしたり減らしたりはしないというものではないと思ひます。それはやはり地域の事情に応じて、これからの事業の展開によつて考えなければいけません。

○浦井委員 おおむね適当でしようかね。政令で十万人に一カ所ということになりますと、千百八十六カ所なかつたらいかぬわけですよ、機械的に割れば。それで今は八百五十五でしよう。

それで、ひどい例が、これは「公衆衛生と保健所」という小栗史朗さんのパンフレット、皆さん御存じだらうと思うのですけれども、ここに書いてあるのは、人口七十四万の千葉市は県立中央保健所一カ所だけだ。しかも、こういう事実があるんですかね。地方自治法上の指定都市、政令指定都市でしようね、政令指定都市となる際には、保健所は一カ所に置いておいて「各行政区に保健センターを設置する」という構想を、具体化する予定で、保健所をつくらずにいわゆる健康センター、保健センターみたいなものを、区制がしかれた場合にそんなものを置くという構想を持っておられるというふうなことが書いてあるのです。

これではぐあいが悪いので、やはり今の規格に合った保健所を、人口七十四万ですから七カ所、六カ所ぐらいはあつてもいいわけですから、こういうふやすところはきちんとして、そして整備をするという方向で努力をせぬといふかね、いいですかね。

千葉市の例を挙げましたけれども、兵庫県なんかだつたら、西宮市が四十一万六千で保健所が一カ所、明石市が二十六万三千で一カ所ということですから、もちろんその人口だけでいかぬ面もあるというところはわかります。しかし、人口が稠

密に張りついているところなんかは必要なんですから、思い切つてふやすという措置をとらなければいけません。

○吉崎政府委員 全体で見ますと、一カ所当たりの人口が約十四万人、大体いいところへいってあるのでございます。ところが一方、御指摘がございましたように、今七十万を管轄するところもございました。ということは、逆に言いますと、地域の事情によつては二万人しか管轄しておらないところもあるわけでございます。そこで、交通事情でございますとか、いろいろな関連施設の配置状況、医療機関の多い、少ないとか、サービスの提供の仕組みがどうなつておるか、いろいろな事情を勘案しなければいけません。

八百五十五が絶対的な数ではないと申し上げましたのはそういう意味でございます。やはり新しい需要に応じて再編成が必要だと思ひますが、ただ、一つの方向だけ、人口の多いところだけをふやしていくというのには必ずしも適当ではないのではないかと、全体を考へて再編成の必要はあるかと思ひます。

○浦井委員 何かふやさぬというふうな気配があつて、事実ふやしていないのです。何か吉崎さんの話を聞いていたら、人口十萬と政令で決まつておるのに、十四万で当たり前みたいな感じなんです。十四万人だと基準が四万ふえてしまふのです。やはり十萬という原則を守つていかなければいかぬと思ひます。そして、ふやすべきところはふやすというのをやらぬといふかね、それが一つの要請です。

それともう一つは、私の個人的な意見で、兵庫県の三田市が三万八千人、高砂市が九万人というふうなところ、たまたまこは一行政区一保健所なんです。そういうところは、逆に言えば、保健所の公衆衛生行政と市の衛生行政とがダブつてしまふのです。だから、下手に合理化して首切れというふうなことは私は絶対に言ひません。しかしむだが多いことは確かなんです。政令指定都市を含めまして、今政令市が三十一あるそ

うですが、そういう場合はこういう小さな市もむしろ政令市にして、こういうところ、例えば高砂なら高砂でもむしろ市立の保健所にしてしまふ、そして国なり県なりが財政的にもきちんと世話をしてやるというふうな方向の方がいい。一番住民に近いところの自治体が保健所の運営については責任を持つべきだ。県がやつたらどうしても中二階的になりますから。私はそういう意見を持っておるのですけれども、そういう方向なんかは考慮する余地はないでしょうか。現場ではかなりそういう意見は強いのです。

○吉崎政府委員 今全国で一市一保健所というのが六十七ございませう。そのうちに大阪府下が十一ございまして、大阪は比較的多いなと思つておりますが、確かにお話しした点は理解できる面がございます。保健所と市町村が一体となつて事業を実施する、いい面もございませうけれども、一方、保健所はそういう面だけではございませんで、環境、医療、業務、そういう万般の衛生行政の中核の機関でございまして、総合的な能力が当該市にないややはり無理ではなからうか。

そこで、この三十一をふやさないというのではないのでございませうけれども、先ほどもちょっとお話しがございまして、財政的な余裕もなく、保健所の整備もできないというふうなことに、もなりがちでございませう。そこで一定の条件というのはいや必要であらうかと思ひます。それで、そういう条件にある市が政令市に移行することにつきましては、その市と都道府県との協議が調ひ、そういう場合には、その意向を十分尊重いたしまして対応してまいりたいと考えてございませう。

○浦井委員 今ちょっとややこしく聞き取りにくかつたのですけれども、そういう小さい市でも、県と相談すれば政令市にして、国にしても県にしてもそれなりの手当てをしてやることはできるというふうな受け取つてもいいのですか。

○吉崎政府委員 市であればどこでもというのこれは不適切だと思ひます。やはり一定規模の人

昭和十九年七月二十五日

口があり、一定の財政が必要だと思ひます。それは先ほども申し上げましたので繰り返しになりまされども、老人保健事業のような、市町村が行うべき事業のほかに、環境とか医務とか業務とかそういう総合的な行政機関でございまして、一定の条件はやはり必要であると思ひますのであります。

○浦井委員 そのことと関係があるのですが、老人保健事業、老人保健法が施行されて、ヘルスの事業の実施主体は市町村ということになりますね。それで保健センター、健康センターなどを活用しながらということで、どこまで進んでいるのかいなと聞いても、一つもデータを出してくれぬわけですね。実際は余り進んでいないのです。しかし、進んでない中でももう矛盾は出てきているわけですね。県立の保健所が援助し指導するということになっておりますけれども、県立の保健所と実施主体である市町村とがちがひが出てきて、特に人口十万以上ぐらいの市であればそこそこ財政能力もあって何とかそれなりにやっていると聞けるが、町になるとはたらかしになるというふうな、さまざまな絡み合った複雑な矛盾が出てきておられるわけなんです。これは本当に抽象的な言い方でありまして、けれども、かゆいところに手の届くような援助を困なり県なりがしてやらなければいかぬと思うのです。これは答えていただきますでしょうか。

○吉崎政府委員 お話しのごさいますように、市町村が行います老人保健事業など、市町村の健康需要を行いますという事業につきまして保健所が適切な指導を行う、これは一つの大きな保健所の事務でございまして、私どももいたしまして適切な指導を行ってまいりたいと思ひます。

○浦井委員 時間が参りましたからやめますが、最後に私が言ひたいのは、確かに、結核予防法であるとかツベルクリン、BCGというような方法とか法律が、化学療法法の進歩もあって結核をなくした、なくなつてしまつたとは言ひませんが、その中における保健所の果たした役割は大きかつたと思う。ところが、さあ、今度は成人病だ、高齢

者対策だ、それについて政府は自信を持って老人保健法をつくりました、我々は反対しましたけれども。これはヘルス事業がうたい文句であつた。これが結核における結核予防法はど役割を果たさうか。結核の専門家の砂原さんがこの中に書いておられるですね。「私は、結核は片づいたという言葉に反感を感じます。むしろこれだけ力を入れてきたのだから結核ぐらいちゃんど始末したらどうだといいたいのです。ひとつぐらいの病気についてまともに起承転結をつけてみたらどうか。そうすれば他の疾患についても同じ方式でやるわけですから」と、こういうふうになつておられるわけですね。だからやめてやれぬことではないと思ひます。しかし、さあ、今のいろいろな矛盾を持った皆さん方のシステムの中でやれますかどうか。我々としては政權をとつてないわけですから、それはもう住民の健康と命を守るために頑張つて、行政の立場はおたくらが頑張つてもらわなければいけませんと思ひますが、最後にその辺の決意を、聞いたらまた大臣、演説されましようが、簡単にひとつ……。

○渡部国務大臣 御指摘の点、貴重な御意見として参考をさせていただいて、保健所が地域住民の健康を守り、また地域住民の皆さんの衛生、保健の期待にこたえるように今後対処してまいりたいと思ひます。

○浦井委員 終わります。

○有馬委員長 内閣提出、社会福祉・医療事業団法案を議題といたします。

○有馬委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

社会福祉・医療事業団法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○有馬委員長 この際、稲垣実男君外五名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合六派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

社会福祉・医療事業団法案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一 社会福祉・医療事業団の設立に当たつては、効率的な運営に努め、統合によるメリットを生かして社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上が図られるよう特段の配慮をすること。

二 社会福祉事業振興会と医療金融公庫との統合に際しては、従前の労働慣行を尊重し、関係職員の出遇について十分配慮した措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○有馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

稲垣実男君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部厚生大臣。

○渡部国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。(拍手)

○有馬委員長 次に、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する賛成は終局いたしました。

○有馬委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○有馬委員長 この際、稲垣実男君外五名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合六派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、国境及び満鉄警備等に関する事実を調査するため、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

四 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等については、更に積極的に推進すること。

五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○有馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

稲垣実男君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部厚生大臣。

○渡部厚生大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。(拍手)

○有馬委員長 この際、丹羽雄哉君から、本案に対する修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。丹羽雄哉君。

保健所法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○丹羽雄哉委員 ただいま議題となりました保健所法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「昭和五十九年四月一日」となっている施行期日を、「公布の日」に改め、昭和五十九年四月一日から適用することであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○有馬委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○有馬委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

保健所法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、丹羽雄哉君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○有馬委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○有馬委員長 この際、稲垣実男君外五名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合六派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。池端清一君。

○池端委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

保健所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

保健所は、公衆衛生行政のセンターとして我が国の保健予防、公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてきた。

今日、高齢化社会をむかへ、また、社会の進展による疾病構造の変化等に対応して、保健所の果たす役割は、ますます重要なものとなっている。

よつて、政府は、本法の施行に当たり保健所が本来の使命を達成できるよう次の事項について実現を図り、保健所行政の推進に適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 保健所事業に係る助成が定額交付金方式に改正されることに伴い、物価、賃金等の変動によつて保健所事業の推進に支障を生ずることのないよう、事業水準、予算の確保に努めること。

二 定額交付金方式への移行により、地方公共団体間の事業水準等に不均衡が生じないよう

制度の運用に万全を期すること。

三 保健所職員に対する国の予算定数が廃止されることに伴い、地方公共団体における保健所事業の推進に支障を生ずることのないよう、適正な保健所職員数の確保に努めること。

四 保健所事業、公衆衛生行政に対する要請が多様化、高度化している現状にかんがみ、それに対応する施策の確立と、それを実施する保健所、市町村等の強化を図るよう努めること。

五 保健所が地域における公衆衛生行政の中心的な機関としての役割を果たすよう、その内容の充実と強化に努めること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○有馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

稲垣実男君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部厚生大臣。

○渡部国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○有馬委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○有馬委員長 次回は、明二十六日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

保健所法の一部を改正する法律案に対する修正案

保健所法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の保健所法、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第五百十五号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附則第三条中「昭和三十九年法律第五百十五号」を削る。

附則第五条中「(昭和二十三年法律第九号)」を削る。